



第407号 「がんばろう、日本！」 国民協議会 機関紙

発行所 「がんばろう、日本！」 国民協議会 発行人 戸田政康 編集人 石津美知子 http://www.ganbarou-nippon.ne.jp (東京事務所) 東京都千代田区九段北4-3-16...

1部 300円 定期購読 半年2,000円 一年3,500円

今号の紙面

- 2-3面 一灯照臨(地方議員のコラム) インタビュー/團田博之(参議院議員)...

未来を搾取する社会から 未来へ投資する社会へ その政策転換を自治の現場から

国民主権国家へS 国民議員主権国家

国民主権国家へS 国民議員主権国家 国民議員主権国家とは、選挙無効の判決が相次いでいる(16件中「違憲」14件、「違憲状態」2件、「合憲」は0。〇九年の総選挙については、すでに二年前に最高裁が「違憲状態」とし(一票の格差2.3倍、四十七都道府県に一議席を割り当てて残りを人口で配分する「一人別枠方式」を元凶と断じた。

国民議員主権国家とは、選挙無効の判決が相次いでいる(16件中「違憲」14件、「違憲状態」2件、「合憲」は0。〇九年の総選挙については、すでに二年前に最高裁が「違憲状態」とし(一票の格差2.3倍、四十七都道府県に一議席を割り当てて残りを人口で配分する「一人別枠方式」を元凶と断じた。

国民議員主権国家とは、選挙無効の判決が相次いでいる(16件中「違憲」14件、「違憲状態」2件、「合憲」は0。〇九年の総選挙については、すでに二年前に最高裁が「違憲状態」とし(一票の格差2.3倍、四十七都道府県に一議席を割り当てて残りを人口で配分する「一人別枠方式」を元凶と断じた。

国民議員主権国家とは、選挙無効の判決が相次いでいる(16件中「違憲」14件、「違憲状態」2件、「合憲」は0。〇九年の総選挙については、すでに二年前に最高裁が「違憲状態」とし(一票の格差2.3倍、四十七都道府県に一議席を割り当てて残りを人口で配分する「一人別枠方式」を元凶と断じた。

国民議員主権国家とは、選挙無効の判決が相次いでいる(16件中「違憲」14件、「違憲状態」2件、「合憲」は0。〇九年の総選挙については、すでに二年前に最高裁が「違憲状態」とし(一票の格差2.3倍、四十七都道府県に一議席を割り当てて残りを人口で配分する「一人別枠方式」を元凶と断じた。

国民議員主権国家とは、選挙無効の判決が相次いでいる(16件中「違憲」14件、「違憲状態」2件、「合憲」は0。〇九年の総選挙については、すでに二年前に最高裁が「違憲状態」とし(一票の格差2.3倍、四十七都道府県に一議席を割り当てて残りを人口で配分する「一人別枠方式」を元凶と断じた。

国民議員主権国家とは、選挙無効の判決が相次いでいる(16件中「違憲」14件、「違憲状態」2件、「合憲」は0。〇九年の総選挙については、すでに二年前に最高裁が「違憲状態」とし(一票の格差2.3倍、四十七都道府県に一議席を割り当てて残りを人口で配分する「一人別枠方式」を元凶と断じた。

国民議員主権国家とは、選挙無効の判決が相次いでいる(16件中「違憲」14件、「違憲状態」2件、「合憲」は0。〇九年の総選挙については、すでに二年前に最高裁が「違憲状態」とし(一票の格差2.3倍、四十七都道府県に一議席を割り当てて残りを人口で配分する「一人別枠方式」を元凶と断じた。

国民議員主権国家とは、選挙無効の判決が相次いでいる(16件中「違憲」14件、「違憲状態」2件、「合憲」は0。〇九年の総選挙については、すでに二年前に最高裁が「違憲状態」とし(一票の格差2.3倍、四十七都道府県に一議席を割り当てて残りを人口で配分する「一人別枠方式」を元凶と断じた。

国民議員主権国家とは、選挙無効の判決が相次いでいる(16件中「違憲」14件、「違憲状態」2件、「合憲」は0。〇九年の総選挙については、すでに二年前に最高裁が「違憲状態」とし(一票の格差2.3倍、四十七都道府県に一議席を割り当てて残りを人口で配分する「一人別枠方式」を元凶と断じた。

国民議員主権国家とは、選挙無効の判決が相次いでいる(16件中「違憲」14件、「違憲状態」2件、「合憲」は0。〇九年の総選挙については、すでに二年前に最高裁が「違憲状態」とし(一票の格差2.3倍、四十七都道府県に一議席を割り当てて残りを人口で配分する「一人別枠方式」を元凶と断じた。

国民議員主権国家とは、選挙無効の判決が相次いでいる(16件中「違憲」14件、「違憲状態」2件、「合憲」は0。〇九年の総選挙については、すでに二年前に最高裁が「違憲状態」とし(一票の格差2.3倍、四十七都道府県に一議席を割り当てて残りを人口で配分する「一人別枠方式」を元凶と断じた。

国民議員主権国家とは、選挙無効の判決が相次いでいる(16件中「違憲」14件、「違憲状態」2件、「合憲」は0。〇九年の総選挙については、すでに二年前に最高裁が「違憲状態」とし(一票の格差2.3倍、四十七都道府県に一議席を割り当てて残りを人口で配分する「一人別枠方式」を元凶と断じた。

国民議員主権国家とは、選挙無効の判決が相次いでいる(16件中「違憲」14件、「違憲状態」2件、「合憲」は0。〇九年の総選挙については、すでに二年前に最高裁が「違憲状態」とし(一票の格差2.3倍、四十七都道府県に一議席を割り当てて残りを人口で配分する「一人別枠方式」を元凶と断じた。

国民議員主権国家とは、選挙無効の判決が相次いでいる(16件中「違憲」14件、「違憲状態」2件、「合憲」は0。〇九年の総選挙については、すでに二年前に最高裁が「違憲状態」とし(一票の格差2.3倍、四十七都道府県に一議席を割り当てて残りを人口で配分する「一人別枠方式」を元凶と断じた。

国民議員主権国家とは、選挙無効の判決が相次いでいる(16件中「違憲」14件、「違憲状態」2件、「合憲」は0。〇九年の総選挙については、すでに二年前に最高裁が「違憲状態」とし(一票の格差2.3倍、四十七都道府県に一議席を割り当てて残りを人口で配分する「一人別枠方式」を元凶と断じた。

一灯照隅 第七十六回

新しい公共空間作りの最も身近な存在でありたい

甚野ゆずる (江東区議会議員・同人)

「日本再生」第三八六号(平成23年7月発行、一灯照隅第60回)に、二期目の選挙戦について書かせていただきました。あれから一年半以上が経過しました。この間、個人的には四年連続(改選前を含む)となる所属会派の政策調査会長として、各予算・決算委員会をなさみ、三回の本会議質問をさせていた...

◎予算精査(=事業精査)の取組み 区の全事業を精査し、場合によっては予算の組み替え案も策定。 ↓当初予算案の審査時に行ったものの、やや形式主義に陥ってしまっており、組み替え案策定等まで議論を深められていない。

◎議員立法への取組み 上記の事業精査の議論をベースに、条例の立案・提案まで進めていく。 ↓上記同様、議論を深められず。

○二期目に出来ず、あるいは道半ばで、二期目に継続していくこと(三二八号より抜粋・要約) ↓現状

◎議会改革への取組み

現在の江東区議会は地方議会としての責務を十分に果たしているとは言いがたい、という実感の上で、会派における議論の土壌作りを行ってきたが、まだまだ道半ば。区長・執行部提案への賛否だけでなく、議会は議会として区民の合意形成を行う、そのために議員同士が討論する場にしていく。 ↓各会派の幹事長級で構成されている「議会制度のあり方検討会」において、予算・決算審査特別委員会の傍聴、インターネッ...

ト中継、質疑の持ち時間制・一問一答式・対面方式の導入がようやく決定。ただし、本年第一回定例会では時間制等の試行のみおこなった。

ことによって、区民と行政のコミュニケーションが本場にこれる議会にしなければならぬと考える、テーマ別のミニタウンミーティングとして、二期目の後半から実施しているものです。 昨年は、「学校選択制度」をテーマに、出席人数を15名程度と、いつもよりさらに絞って、一時間半程度で実施してみました。(ちなみに、江東区では、平成14年より小・中学校に学校選択制度を導入。その後、一部修正を加えながら制度は継続中。現在、地域の方々を含むアンケート調査を実施しており、その結果も踏まえ、制度の今後のあり方を検討する予定。)

◆ 「区政タウンミーティング(仮称)」の実施 「コミュニケーション」を継続的に実施・進化させ、議会全体に広げていく。 ↓個人として「コミュニケーション」は実施中。

◆ なかなか進化させられない大きな理由として、会派(区議会民主党)の人数が四名(改選前は九名)となり、第五会派(同第三会派)になってしまったことが挙げられます。議会内における発言力の低下もさることながら、物理的に人手がなくなっ...

てしまったことは、思った通り、あるいはそれ以上に影響が大きいのと言わざるを得ません。 しかしだからこそ、責任を果たしていかなければなりません。

「コミュニケーション」

は、従来型のいわゆる区政報告会を脱し、地域の現状や課題を公の場で共有する仕組みを創る。 ↓「コミュニケーション」

こうした中で、昨年12月の総選挙を迎えました。今回は、所属する民主党の総支部長(衆院

選挙補者)が離党した後、しばらく空席であったその座を、公示直前に党本部が決定するという過程を経ました。離党やら新党やら合併やら、選挙後の国会の枠組みが本当には見えない中、その時点での党の所属であったとしても、選挙後の国会で活動してほしい候補者を応援するしか方法がないのではないかと、この考えに至り、他党ではありましたが、柿沢未途現代議士(みんなの党)のお手伝いをさせていただきました(本人並びに地元支援者の方々ともどもとの人間関係も影響してはいますが)。

急遽選挙となってしまったために、白川秀嗣・越谷市議がおっしゃられている(一灯照隅第74回参照)「衆議院選挙に臨む基本的な考え方」を、地域の方々には十分にはお示し出来ないままでの、言わば見切り発車となってしまうため、やはりお叱りや疑問、心配をかなりいただいてしまいました(選挙後、これはかなり丁寧な対応が必要と改めて感じ、現在に至るまで、個別にお話をしたり、ご意見をいただいたりしています)。

◆ しかし区議会での会派の枠組みは変えない、という姿勢を、総選挙に臨む大前提にしています。それは改選前の最大の課題と位置付けた、会派としての共通政策、ローカル・マニフェストがあったからです。

「ローカル・マニフェスト」は、政治との最も身近な接点となる区議会の会派(議員)が、体系的で具体的なマニフェストを策定し、選挙を通じて有権者の信を得、区長マニフェストと積極的・建設的な政策論争を行うべき、との考えから、何とか形にしたものです。改選前に、平成21年から二年間にわたって会派内で実施した前述の予算精査の作業の中から、今後議論を

深めるべきとの認識で一致した政策テーマをベースに、重点要望項目と分野別要望項目をとりまとめ、さらに内容を絞って「江東政策2011」としました。

【前文】5つの柱【柱実現のために】から構成しましたが、【5つの柱】=重点項目を、議会改革・地域福祉・まちづくり・教育・行財政改革とし、各々に「最重要施策」=項目と「重要施策」=五項目程度を記載しました。そして、それぞれにおいて条例を提案する旨を明記しました。

これは名称の通り、江東区・江東区議会に関わるものであって、国政とは直接関わりがありません。言い換えれば、一義的に区政・区議会が責任を負うべき内容を書き込んだつもりです。

◆ 従って、国政あるいは国会の動向によって安易に捨て去るものではない。それよりも、予算精査(事業精査)を行い、この「ローカル・マニフェスト」の検証を実施することが先決ではないか。そしてさらに議論を深め、議員立法への着手やマニフェストの修正等を通して進化を図っていくことこそ、早期に目指すべきことではないか、と考えます。平将明代議士のインタビュー(「日本再生」第四〇〇号)にもあるように、「今こそマニフェスト政治サイクルを立て直」すことが本場に必要だと実感しています。

◆ 議席数が減少した中では、会派を超えた議論の土壌作りも、早期に取り組まなければならない重要な事項だと考えています。最初はテーマを選定した勉強会でもいいので、まず始めること、他会派へ呼びかけることなど。ここでも、越谷における政経セミナーでの活動(一灯照隅第72回参照)のように高めていけるか、

が大きな目標です。(ここまで書いてきて、改めて考えたことは、本来総選挙にあたっては、上記の「ローカル・マニフェスト」をベースに、自分たちの手で候補者の選定も行わなければいけなかったのではないかと、ということですが。党本部の決定をただ待っているのではなく、そこまでの活動に至らなかったからこそ、前述のような事態にもなってしまったわけで、この点にも大いに反省すべき点があります) ◆

一方で、こうした考え方と日常活動とのギャップは、やはり感じざるを得ません。日々懸命に、そして多くの時間を使って取り組んでいる活動は、町会やお祭り、消防団、サークルなどなど多様にはありますが、必ずしもローカル・マニフェストや事業精査と直結するというものでもなく、そうしたことや例えば本紙のこの話題に出せる場面も、そう多くはありませんでした。それでも、もろもろの地域活動のベースがあって初めて、新しい公共空間作りに曲がりなりにも取り組み始めることが出来るのではないかと、とも考えています。両者の自然な融合を深めていくことが、今後の、そして根底の大命題なのかもしれませぬ。

◆ 時間はかかりますが、日常活動の中から人も含め、何かを発見し積み重ねていく、それが、予てから考えている選挙を非日常にしない、というある種の理想に近づくと術なのでしょう。そのためには、自分自身の発信力を高めていくことが、今一番の課題でもあります。

◆ 昨年の第三回定例会の本会議質問では、「本会議で登壇の機会をいたたくたびに、本区の財政状況について質問、提起をさせていたいております。それ

は、五年前の「夕張」は決して地方の問題ではない、都市部の自治体も無関係ではない、と考えているからです。そして、議会がチェック機能の不全を指摘されていたことを自戒としていたからです」と、冒頭に申し上げました。

財政の問題それ自体も極めて大切であり、予算マニフェント(予算制度改革)が最重要テーマの一つであることは言うまでもありませんが、それに限らず、区政における意思決定を、区長や行政執行部だけにお任せしたままでは、高いレベルの住民サービスを実現するには不十分であり、そもそも区議会の存在そのものが問われてしまうという思い(一灯照隅第60回)は、今も同じです。

◆ 総選挙後にも様々な動きがあり、様々なお誘いをいただいたりもしていますが、この思いを忘れずに、ようやく糸口を見つけ、まさに緒に就いたばかりの新しい公共空間作り、新しい未来の立ち上げに、地方議会(議

員)の立場から挑戦していきたい。理念とビジョンを持ち、実践を地道に積み重ね続ける、最も身近な存在でありたい、と考えています。

「がんばろう、日本！」国民協議会 会員になりませんか

- 同人会員 24000円 購読会員 3500円 賛助会員 50000円 (いずれも年間) ◆会員には機関紙「日本再生」(月刊)を送付。一般2000円の講演会参加費が、1000円となります。「囲む会」は会員限定です。くわしくは「要綱」をご参照ください。(下記ホームページからご覧いただけます) ◆振込みは、「がんばろう、日本！」国民協議会 まで 郵便振替 00160-9-77459 ゆうちょ銀行(店番号019)当座0077459



お問い合わせ 03-5215-1330 ホームページhttp://www.ganbarou-nippon.ne.jp

一灯照隅 第七十七回

「民主主義の生物学的限界」への挑戦

上村崇 (京都府議会議員・同人)

はじめに

昨年十二月に行われた総選挙では、事前の予想を裏切る形で、投票率は皆さんご承知の通りですが、戦後最低の数字となりまして。

改めて、二〇一三年二月に総務省より、二〇一二年衆議院選挙の世代別投票率のデータ(全国一八八選挙区の抽出調査)が公表されました。

●全体の投票率
小選挙区では59・32%
比例区では59・31%

●年代別投票率
20代：37・78%
60代：75・16%

(詳細は総務省選挙部・第46回衆議院議員総選挙における年齢別投票状況
http://www.soumu.go.jp/main_content/000203443.pdf)

これらのデータから推計すると、人数の少ない20代と30代が、人数が多くて投票にも行く60歳以上と同じだけの投票者数になるために必要な投票率は、いったいどのくらいでしょうか。

答え：93%
つまり、20代と30代の93%が選挙にいったら始めて、60歳以上の投票者数と並び、国会でも意見を聞いてもらえるようになるということ、数字は示しています。

もう一つ、生涯を通じた税・社会保険の受益と負担を計算した一橋大学の小黒一正准教授によれば、現在の高齢者は約四〇〇〇万円の受益超過。

では、将来世代はどのような受益と負担の構造になっている

でしょうか。

答え：八〇〇〇万円以上の負担超過

社会保障や財政が持続可能でない最大の理由は、現在の世代が将来の世代をあてにして、社会保障制度や財政支出を決めているからと言われて、反論できる人がいるでしょうか。

総選挙を終ると安倍総理は、ただでさえ一か月遅れの予算編成のところ、大型の補正予算を組むと政権公約で訴えたこともあって、先に補正予算の編成をし、切れない予算執行というところで、続いて平成25年度の当初予算も編成されました。その中身はと言えば、公共投資を積極的にやり、そして補正と当初予算とに分けたため、国債の発行額が表面上は民主党政権下の発行額を下回るという状況を作り上げましたが、近年にない発行額となっているのは報道の通りです。

中央自動車道の笹子トンネルでの天井崩落事故では、高度成長期に建設された道路や橋梁などの社会インフラの老朽化が注目を集めました。また、その老朽化対策と、それにかつけた公共投資の増大は、明確に区別しなければならぬ問題です。

民主主義の生物学的限界とは

日本の経済は一失われた二十年」と言われるように、バブル崩壊以後、右肩下がりの様相を呈していますが、前半の十年はバブル崩壊にかかる金融危機による不良債権処理と、それによる景気低迷、後半の十年は新興

成長そのものが見込めなくなることを、一橋大学の小塩隆士教授は「民主主義の生物学的限界」と呼んでいます。今の日本が直面した課題は、そのまま現代日本の政治に突き付けられた課題であるかと思えます。

直感に頼らない政策決定
人は誰でも、よく考えずに直感で判断することが多いと言われます。「自分は直感に基づいて意思決定なんかしていない。自分は常に客観的なデータに基づいて意思決定をしている」という方は、次の三つの問題にお答えいただけますか。

問題1：バットとボールが合わせて110円です。バットはボールよりも100円高いです。ボールの値段はいくらですか？

問題2：もし、5台の機械で5分間に5個の部品が出来るのであれば、100台の機械で1000個の部品を作るのに何分かかりますか？

問題3：ある湖に浮草の塊があります。毎日、浮草の面積が倍になっていきます。もし、48日で浮草が湖全体を覆ってしまったとすれば、湖の半分を覆うのに何日かかるといいますか？

どれも、直感で答えようとする問題です。

問題1は、つい10円と答えてしまいがちですが、正解は5円だということは落ち着いて考えればわかります。問題2でも、機械5台で5分間に5個できるのなら、機械の台数が増えれば、もっと早くできるはずだという直感が邪魔しますが、正解は5分です。問題3は、半分の数字に惑わされて24日と答えてしまうのが正解。47日後というのが正解。

アメリカのMITやプリンストン大学の学生でさえ、3問とも正解できた比率は50%以下と

いう研究結果が出ています。つまり、知的なトレーニングを受けてきた人であっても、瞬間的には、直感的な意思決定をしそうになり、落ち着いて考えれば、論理的な正解にたどり着くのに、人は誰もこのような経験をしているということになります。

昨年の国政で大きな争点となった消費税の引き上げ問題でも「消費税を下げなくても、公務員給与の引き下げなどで無駄をなくせば、財政赤字は解消できる」「消費税には逆進性があるから、対策として軽減税率が有効だ」といった直感的には正しそうな議論が出現しました。この問題

は、引上げ時における経済状況とも相まって、今後も出てくる議論でしょう。

でも、「増税なき財政再建」は、一九八〇年代の行政改革時の当時の政府のローガンでしたが、三十年以上経っても同じ議論をし、しかも財政再建を果たさずどころか、より財政が悪化していることを理解すべきだろうと思

います。

つまり、今を生きる私たちは、直感に基づく意思決定で、将来に大きな損失を被ることがないように、謙虚に責任を果たしていくことが求められています。

問題1は、つい10円と答えてしまいがちですが、正解は5円だということは落ち着いて考えればわかります。問題2でも、機械5台で5分間に5個できるのなら、機械の台数が増えれば、もっと早くできるはずだという直感が邪魔しますが、正解は5分です。問題3は、半分の数字に惑わされて24日と答えてしまうのが正解。47日後というのが正解。

アメリカのMITやプリンストン大学の学生でさえ、3問とも正解できた比率は50%以下と

いう研究結果が出ています。つまり、知的なトレーニングを受けてきた人であっても、瞬間的には、直感的な意思決定をしそうになり、落ち着いて考えれば、論理的な正解にたどり着くのに、人は誰もこのような経験をしているということになります。

昨年の国政で大きな争点となった消費税の引き上げ問題でも「消費税を下げなくても、公務員給与の引き下げなどで無駄をなくせば、財政赤字は解消できる」「消費税には逆進性があるから、対策として軽減税率が有効だ」といった直感的には正しそうな議論が出現しました。この問題は、引上げ時における経済状況とも相まって、今後も出てくる議論でしょう。

でも、「増税なき財政再建」は、一九八〇年代の行政改革時の当時の政府のローガンでしたが、三十年以上経っても同じ議論をし、しかも財政再建を果たさずどころか、より財政が悪化していることを理解すべきだろうと思

います。

つまり、今を生きる私たちは、直感に基づく意思決定で、将来に大きな損失を被ることがないように、謙虚に責任を果たしていくことが求められています。

最後に

それぞれの地方自治体は、厳しい財政状況の中で住民の生活に影響が及ばないよう、今までも懸命の努力をし、施策を打ってきました。その中でも、その施策は無駄じゃないかと議会から厳しい指摘を受けたというふうなものもあるでしょう。それ

れほど、九〇年代に国の公共投資増大策に地方が引きずられ、その影響で地方の借金が積みあがったという事実が大きく、それにより、今なお多くの地方自治体では厳しい財政運営を余儀なくされていることを、忘れて

はなりません。

国が一月に組んだ平成24年度大型補正予算と25年度予算は、地方自治体においても、今までの財政規律路線を取り払うような効果がありました。確かに財政的に厳しく、やりたい施策も限られる。地元の要望が強い公共工事関係も、おそれと進められず、いつになったらこの道路が出来るんだ、この橋はいつ作るんだという住民からの要望が尽きなかった中で、干天の慈雨のような効果はあったでしょう。でも、そのことによって地方自治体においても財政規律が緩んだことは、間違いのない事実です。

来年引き締めれば、などという意見は出ますが、二〇一四年四月からまずは8%に引き上げられる消費税率であれば、今年下半期の経済状況が重要視されますので、今一度の補正予算が組まれる可能性は否定できませんし、さらに言えば、二〇一五年十月に消費税を10%に引き上げる際には、二〇一五年の四月前後の経済状況が問われますので、当然のように大型の補正予算が組まれてくる可能性があります。つまりは、公共投資による景気引き上げ効果に頼り続けるという、いつか見た光景が広がる可能性があります。

その場合、景気が大幅に回復して、国の国税収入が大幅に復活するや、各地方自治体においても法人税が回復することが前提条件になってきます。そうでないならば、単に借金を積み増すだけだからです。

京都府において考えてみると、二〇〇七年度(平成19年度)の府税収入は三三六〇億円、うち法人2税による収入が一三三〇億円でした。しかし二〇一二年(平成24年度)においては、府税収入は二三五〇億円、約一〇〇〇億円の減。さらに法人2税は五二〇億円程度と、ほんの

数年前の状況からは激変しています。さらには、法人2税を収めていただけでいたベスト3企業の業績も芳しいものではないため、かつての状況を望むべくもありません。それに替わって新たな企業が生まれているかというと、法人税収ではそのような状況が生まれていないのが実情です。となると、景気回復を精神論で唱え、それを期待し大盤振る舞いをして、うまく回復すればいいですが、そうでないならば、かなり厳しい状況が今後も生み出されることが懸念されます。

その間にも地方自治体においては、臨時財政対策債という、後年度に国が交付税措置をしてくれるという約束の下での借金を重ねています。これを借金と捉えるか、国の肩代わりと捉えるかで様相は変わりますが、現状の国の財政状況と、交付税特別会計の大赤字の状況を踏まえると、決して持続可能な財政制度ではないといえます。

これまでのことを考えると、国も財政の持続可能性を考えるとともに、地方においても今まで以上に財政に対する持続可能性を意識しなければならぬと思

います。

過去三年間の民主党政権で、国に対する陳情要望の取り組みがかつての様相から変わり、それぞれ地方県連を通してのごとくという流れになりました。

私はその三年数ヶ月の民主党政権下で、国に対する陳情要望の地方の窓口を、ほぼ三年にわたり行ってきました。そこで見てきたことは、今までど

べて一年でできるとは思いませんが、うちでは地元に対して説明すると役所が持ちませんので、これは国で決めてもらって、国が決めたから仕方ないと説明させてもらいたい」とするものです。

これでは、地域主権や地方分権と地方側から言っているのかという状況です。今一度わがまちを振り返り、住民に対してきちんとかき合った説明ができていないのか、わがまちの状況を理解してもらえない説明ができていないのか、問われていると思

います。そのことさえできれば、財政の持続可能性は絵に描いたもちではなく、将来に対してもしっかりと責任を持てる行政を行えると思

います。

将来の世代から、なぜこんな日本を残したんだと言われないために、今に対して責任を持つ私たちは大いなる挑戦をすべき時です。

国も財政の持続可能性を考えるとともに、地方においても今まで以上に財政に対する持続可能性を意識しなければならぬと思

□インタビュー□

政界再編をめざした二十年、未だ道半ば

園田博之・衆議院議員

日本維新の会 国会議員団幹事長代理に聞く

政界再編、道半ば

今から二十年前、平成五年に私は自民党を離党して、新党さきがけを結成しました。日本の政治をよくするために政界再編が必要だとの思いは、それ以来今も変わっていません。自民党を離党してさきがけを作り、その後自民党に戻って、今度は「たちあがれ日本」を作りました。さきがけの時は、もはや自民党と社会党といういわゆる五十五年体制の時代、イデオロギー対立の時代ではないということ、新党を作ったわけです。国際情勢も脱冷戦の時代が始まっています。

その後、小沢さんはがんばって民主党政権まで作りましたが、これは私の考える政界再編とは違っています。政界再編成というなら、よほどしっかりした政治家が一方の側に集まって政権をつくらなければなりません。自民党は、政権をとるのが当たり前だという考えで長年やってきたなかで、どんどん力を落としていったわけです。細川政権ができて下野しましたが、すぐに自社さ政権という形で政権に返り咲いた。しかしその後を見ていると、明らかにこの国を背負っていくという迫力や責任感には欠けるようになった。そういう意味で、きちんと基盤をもったしっかりとした政治家が集まって、政権運営をしていける政党ができないと、国を救えないんじゃないか。それが私の考える政界再編です。

二十年来取り組んできたわけですが、私にとっては政界再編の最後のチャンスではないかという思いです。今の自民党を見ても、かつてのような自分たちが国を背負っているという自覚や責任感が党全体にあるか、非常に疑問です。世代の問題もあるかもしれませんが、かつてのように優秀な人材が政治の世界に集まらなくなっていることが、大きな問題だと思っています。

私は、政界再編のためには最終的には選挙制度を変えなければならぬと思っています。さきがけの時代に、小選挙区制を導入しようと動きました。政権交代可能な選挙制度で、しかも政界再編を進められる可能性があると思ったからです。三回くらいやってみて、これは大失敗したと思います。私が今まで取り組んだ政治課題のなかで、これはもっとも反省しています。

なぜか。簡単に言うと、人物が小さくなった。党に公認されさえすればいいわけですから、公認を得るために党の方針に合うようなことを適当に言えはいいわけです。また当選しても、党内で切磋琢磨する仕組みがなくなった。確かに派閥には弊害もありますが、派閥のいいところも全部削がれてしまった。



園田博之 (そのだ ひろゆき) 衆議院議員 (日本維新の会)

1942年生まれ。日大卒。86年衆議院初当選。以来9期連続当選。93年自民党離党、さきがけ結成。99年自民党復党、2010年離党、たちあがれ日本結成。内閣官房副長官、自民党政調副会長代理、同幹事長代理などを歴任。日本維新の会 国会議員団幹事長代理。

<http://www.sonoda-hiroyuki.jp/index.html>

自民、民主に替わる積極的な選択肢として

今回の自民党政権は、民主党政権があまりにもひどかったためにできた政権です。下野した自民党が切磋琢磨して力をつけた、と認められたわけではない。安倍さんはそれを自覚しているようで、きわめて慎重にやっています。そのこと自体は、非常にいいことだと思います。

意味で、参議院選挙後が正念場です。今は対抗勢力がない状態です。民主党はあそこまで惨敗していますから、そう簡単に再起はできないでしょう。そこで維新の会がどうするか、ということになるわけです。

安倍さんの問題意識はあると思います。今それをいかに混乱するということ、抑えているわけです。ひとつは憲法改正でしょう。また社会保障費についても、国民にもう少し負担してもらわないと、仕組みとして持たないということがある。それから定数削減です。そういう難しい問題は今のところ先送りしてしまいがちですが、参議院選挙後は否応なくやらざるを得ない。そのときに安倍さんの本当の姿が出てくる。それをきちんと党内外に理解させることができるかどうか。その

参議院選挙で相当の議席を得なければ始まらないと思っています。この間の衆議院選挙では、民主党もダメ、自民党もダメ、ほかになにかないかというところで、維新が支持された。決して積極的に支持されたわけではないと思っています。参議院選挙でも、もっと積極的に支持してもらえるようになるかどうか。これがわれわれにとっても、本物の政界再編ができるかどうかにとっても力ギだと思っています。

そのためにも参議院選挙に勝たなければならぬ。維新の会は大阪発、地方か

□第122回 東京・戸田代表を囲む会□

日本はなぜ財政再建できないか ～ 財政規律と予算制度改革

ゲストスピーカー 田中秀明・明治大学大学院教授

はじめに

田中です。今日は「日本はなぜ財政再建できないか」というテーマでお話をします。

最初に簡単に自己紹介をさせていただきますと、一九八五年に旧大蔵省に入り、昨年三月末で辞めて、四月から明治大学に移りました。霞が関にいる

ら攻め上ってきたわけで、都議選、参議院選挙で東京でもそれなりの支持を得ることができるとか、だと思っています。それができれば、参議院選挙全体としても勝てると思います。参議院選挙でそれなりの議席を得ることができれば、次の総選挙で政界再編を目指したい。

それまで自民党との関係は、憲法改正や社会保障など、政策課題ごとに協力することは協力する、ということでしょう。そういうことがあった上での政界再編ということですね。また安倍さんの経済政策が前向きに受け取られていますが、中身は一体何なのか。雇用は増えていない、物価は上がるということ、今の方法ではとても成長戦略が実を結ぶとは思えません。そういうことについても、積極的に提言していかなければならないと考えています。

(3月12日。聞き手/戸田政康。タイトル、小見出しとも文責は編集部)

思いません。家計なら、赤字を続けていくと破たんして、生活できなくなってしまうが、政府は必ずしもそういうわけではありません。そうはいっても、やはり財政赤字を放っておくことはできません。典型的にはギリシャのような問題が出てくるわけです。

そこでまず、なぜ政府の赤字が増えるのかというお話をします。問題をきちんと



田中秀明 (たなか ひであき) 明治大学公共政策大学院教授

1960年生まれ。東工大大学院修了。ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス(社会保障政策)。政策研究大学院大学博士(政策研究)。85年大蔵省。内閣府参事官などを経て12年より現職。

五十嵐文彦 (いがらし ふみひこ) 前衆議院議員(民主党)

1948年生まれ。東大卒。時事通信記者を経て、93年衆院初当選(日本新党)。財政政策に精通、党税調会長などを歴任。4期。2010年9月より財務副大臣。12年総選挙で惜敗。http://garachan.com/

4面から続く
と認識しなければ、解決することもできません。そして世界では、財政赤字で困っている国がある一方、健全な財政を維持している国もある。何がその違いをも

財政再建に成功した国、失敗した国

まず本日の資料の「一般政府財政収支と純金融負債」というものを見てくださ

「一般政府の財政」というのは、国と地方と社会保障基金を足し上げたものです。じつは国によって、予算の範囲は全然違うんです。これが違つて、財政赤字が大きいのか小さいのか、比べられませんが、そこで範囲を定義して、同じ範囲内で赤字なのか黒字なのかを比較できる数字を、OECD—経済協力開発機構という国際機関が出しています。

純金融負債というのは何かというと、政府も貯金を持っている場合があります。日本も公的年金、特に厚生年金では百五十兆円くらい持っている。これは今ほとんど減っていますが、借金から主としてこの現金ベースの貯金を引いたものが、純金融負債です。

一九九〇年から二〇一二年までの一般政府の財政収支(対GDP比)と純金融負債をまとめたものを見ていただくと、今から二十年前、一九九〇年にはほとんどの国は赤字だったんです。OECD諸

たらしているのか、についてお話しします。後半は日本の話ですが、二〇〇九年と昨年、二つの政権交代をめぐる主な論点についてお話しして、最後にまとめたと思います。

国は平均でもマイナス2.4%赤字、日本は2%の黒字。日本はバブルの最後の時期です。

ところが十年後の二〇〇〇年には、ほとんどの国で黒字になっている。OECD平均でも0.1%の黒字。ところが日本はマイナス7.4%と、ダントツの赤字になってしまった。例えば十年前はマイナス11.4%だったイタリアでさえ、二〇〇〇年にはマイナス0.9%と、黒字にはなりませんでしたが、ほぼ財政収支が均衡している状況になっている。

実は一九九〇年代の後半に、OECDのほとんどの国で財政再建が行われ、財政が黒字に転換したんです。アメリカもイギリスも、だいたい九八年から黒字に転換して、日本だけがマイナスになってしまった。

日本も何もしなかったわけではなくて、一九九七年に財政構造改革法を作り、法律に基づいて財政再建をやることになった。しかししたた一年で停止してしまつた。九八年にアジア通貨危機等が起こり、金融機関の破たんが相次いだからです。

ところが、がんばって財政再建した国も二〇〇〇年以降、また赤字が大きくなっている。特にリーマンショックの影響を受けて、各国とも景気対策をやって赤字が大きくなった。イギリスとかアメリカも10%の赤字になってしまった。

しかしよく見ると、スウェーデン、オーストラリア、カナダなど相対的に赤字が小さい国もあるんです。特に借金から貯金を差し引いた純金融負債(GDP比)を見ていただくと、スウェーデンがマイナス20.4%。借金がマイナスというの

は、貯金を築いているということなんです。オーストラリアがプラスで7.3%、借金はずっとないといえます。ニュージーランドが15.5%と、借金は非常に小さい。例えば日本は、GDPの13.4%の借金があります。貯金を差し引いてです。貯金を差し引かないと、200%以上に

予算制度と財政赤字の相関関係

ここから少し具体的に、予算制度改革についてお話ししていきます。

なぜ政府の赤字が増えるのか。「選挙で当選するために、議員が耳触りのいいことを言うから、赤字が大きくなる」と言われたりしますが、特に予算制度の違いが赤字の大小を決めている、というお話です。

例えば財務大臣と支出大臣の関係が「階層的」ではなく「並列的」であると。

なる。

なぜこんな差が出ているのか。私の仮説は、それは予算制度改革の中身にあるということなんです。一九九〇年代に各国は財政再建に取り組みました。これは単に財政赤字を小さくしたというわけではなく、スウェーデンやニュージーランド、オーストラリアは抜本的に予算制度を変えました。

他方アメリカ、フランス、ドイツあるいは日本も、財政改革のための法律を作ったんですが、改革は中途半端で終わつた。つまり多くの国は予算制度改革をしたけれど、改革の中身が違つていた。中身の優れた改革をやったスウェーデンなどは、引き続き財政規律を維持している。改革が中途半端だった国、典型的に日本とかイタリアでは、赤字は再び大きくなつてしまったということなんです。

財政規律と透明性の相関関係

次は財政規律指数です。これはハーゲンというドイツの学者が、国会で予算が修正されるかどうかなど、透明性を比較したもので、指数が高いほど財政規律が高いという意味です。一九九一年と二〇〇〇年を比較していますが、多くのヨーロッパ諸国で、規律は高くなっています。

なぜかという、九〇年代にマーストリヒト条約が調印されて、各国の財政赤字—一般政府の財政赤字を3%以下に引きやけないというルールを導入したので、各国とも予算制度の改革をしたんです。

日本の指数も計算したんですが、低いですね。さらに九一年と二〇〇〇年を比べると、二〇〇〇年のほうが低くなっている。

これにはいろいろな理由が考えられます。一つは九〇年代に自民党単独政権から連立政権になったことです。なぜ連立政権になると規律が悪くなるのか。例えば自民党は公共事業を増やせ、公明党は

せつ」ということができる。もちろん、そんなことはめったに起こりません。そうならないように、事前に多少予算を増やして納得してもらわなければならぬ。つまり日本は財務大臣に拒否権がなく、各省大臣に拒否権があるということなんです。

私が日本の財務大臣の権限指数を計算したら、だいたい二点か三点くらい、イタリア、ギリシャ並みでした。世界中の予算編成の仕組みを調べましたが、日本の財務大臣は世界で最も弱い財務大臣だと思います。

ただ誤解のないように申し上げますと、だからと言って、日本の財務大臣の権限をもっと強くすべきだというわけにはありません。実は連立政権では、日本に限らず財務大臣の権限はそんなに強くないんです。

社会保障費を増やせ、ということになると、結局どうも増えるわけなんです。どちらかを減らしてどちらかを増やすということは、なかなか難しい。したがって財政規律は低下していくわけです。

もうひとつは私が透明性を計算したものです。なかなか簡単ではないのですが、二十の基準を設けて、この基準を満たしているかどうかを○、×、△で比較しました。

例えば「成長率等の前提を独立機関が検証」という基準。だいたいどの国でも財政赤字が大きくなる理由のひとつは、成長率を甘く見積もるからです。(日銀がインフレ目標2%を掲げた)二〇一三年度の政府経見通しは2.6%です。もちろん実現できるかもしれませんが。

なぜ成長率を楽観的に見積もるのか。成長率が高いとお金(税収)がたかさん入って、使う金が増える。これは日本

5面から続く
に陥らず、どこでも財政再建に失敗する
大きな理由です。

この失敗をちゃんと学んだ国は、政府
とは別の独立機関が見積もる。あるいは
独立機関が政府の見積もりをチェックす
る。例えばカナダは、政府は見通しを出
しません。民間が出した見通しの平均を
取っています。そうすると、政府のバイ
アスがかからない。アメリカ、イギリス、
オランダ、最近ではスウェーデンもそうい
うことをやっています。日本は当然なが
らXです。

こうやって二十の基準を全部見てみる
と、成績がいいのはイギリスとかカナダ、
スウェーデンで、日本はダントツに最低
です。

この透明性の基準を横軸にとり、縦
軸に純金融負債をとって、各国を並べて
みると、何となく右下がりに見えます。
つまり透明性の指数が高い国ほど、純金
融負債が小さい(借金が少ない)ように
見えます。これは統計的に絶対正しいと
は必ずしも言えないんですが、この十一
か国を比べてみると、透明性が高いほど
借金が小さい。

なぜ透明性が高いと借金が小さいの
か。それは、国民が政府の無駄遣いを監
視できる、あるいはさきほどの成長率の

予算制度―財政規律を守らせる仕組み

先ほど各国でも、二〇〇〇年を境に財
政が再び悪化していると言いました。例
えばアメリカは財政が黒字になったとた
ん、赤字が再び大きくなってしまった。
確かに「二」を契機に国防予算が大きくな
ったという理由もあるんですが、それが
一番大きな理由ではない。ブッシュ・ジ
ュニアの政権で大変な減税をやったんで
す。なぜかといえば、財政が黒字になっ
てお金が多すぎたからです。

赤字でお金が多い時は、アメリカの国
會議員たちも我慢したんです。財政赤字
になって、金利が上がって、国民が怒っ

見積もりどころどころになってくるわけ
です。

もちろん、透明性だけではありません。
アメリカは議会のチェックをはじめとし
て非常に透明性は高いですが、借金も多
い。なぜか。アメリカの予算は、大統領
が決めるのではなく、議会の委員会ごと
に決めるんです。さらに上院と下院が対
等なので、お互いに喧嘩をしている。つ
まり誰かが集権的に決める仕組みになっ
ていない。つまり透明性は高いけれど、
意思決定がバラバラなので赤字が大き
いというわけです。

まとめますと、各国を比較してみると
予算制度が非常に大事だということだ
す。特に今申し上げた二つの要因、透明
性が高いか低いか、予算を決める意思決
定が集権化しているか、集権化していな
いか。

特に英語圏の国は、予算の大枠は総理
大臣と財務大臣など数人で決めてしま
う。日本はさきほど閣議の話をしまし
たが、自民党政権も民主党政権も、政府に
入らない与党の議員がいろいろ言うわけ
です。私は「拒否権を発動している」と
言っていますが、意思決定が非常に分権
化している。なおかつ透明性も低いとい
うのが、日本の非常に大きな問題です。

端的に言いますと、政府部門には財政
規律を維持する仕組みがない。むしろ
財政赤字を拡大させやすいんです。それ
はなぜか。予算、政府の金というのは誰
のお金ですか。政治家の金ですか？違
いますね、皆さんの金ですね。つまり
予算というのは他人のお金なんです。自
分のお金なら大切にしようと思いま
す。他人のお金なら使ってしまうとな
る。

別に批判しているわけではなくて、そ
れは合理的な行動なんです。ある学者は
「財政赤字は政治家たちの合理的な行動
の結果だ」と言っています。政府部門は
そういうメカニズムを内在しているわけ
です。企業とか家計は借金もしますが、
いつまでも続けることはできません。し
かし政府部門は簡単に言えば、借金をし
て将来世代に負担をつけ回すことによ
って財政赤字を維持することができる。た
だし、これも永遠に維持することはでき
ない。ギリシャのようなことにもなるわ

スウェーデンの予算制度改革

その例を少し具体的に話していきます
。私は多くの国の予算制度改革を調べ
ましたが、スウェーデンが最も厳しい改
革をやったと思っています。

スウェーデンも八〇年代後半不動産バ
ブルが起り、九〇年代になってそれが
崩壊しました。九一年から、三年連続マ
イナス成長。当時スウェーデンは固定相
場を維持していて、昨年来のギリシャと
イタリアのように、外国為替市場でス
ウェーデンクローネが売られて、どんど
ん為替が悪くなりました。

スウェーデン中央銀行は為替相場を守
るために金利を上げました。ギリシャの
金利は、一時30%くらいになりました。
日本の長期金利は今0.6%くらいです
か。当時のスウェーデン中銀は、短期金
利をなんと500%に上げました。そう
しなければならぬほど、外国為替市場
でスウェーデンクローネが売られた。国

けです。

つまり政府部門には、合理的な行動の
結果として赤字が増えていくメカニズム
が内包されている以上、それを抑える仕
組みが必要なんです。政治家だけではな
く、官僚やその予算で生活している国民
も含めて、「お金を使いたい」というイ
ンセンティブを抑えていく仕組みです。
予算をめぐるプレイヤー―政治家とか各
省大臣をどうやって抑えるか。これが予
算制度であり、特にコミットメント、日
本語で言えば約束ですが、これをどうや
って守らせるかというわけです。

誰でも、財政再建をやると言うわけ
です。しかし今までの日本の例を言え
ば、あれこれ理由をつけて財政規律を守
るとしてない。つまり放っておくと財政赤字
が拡大する、あるいは守ろうと思っても
なかなかできない。それをどうやって守
らせるか、その仕組みが必要で、それは
意図的に作らなければいけないわけ
です。

内の金融機関は、赤字を垂れ流す国債は
もう買わない、そういう危機的状況にな
ったんです。

九四年に選挙が行われ、さすがにこの
時は、どうやって財政赤字を削減する
かが争点になり、戦後の福祉国家を作
った社民党が政権に返り咲き、抜本的な構造
改革を行ったんです。例えば財政赤字を
四年間でGDPの8%削減しました。子
ども手当とか、そういうものを切らざる
を得ない。その結果、出生率が下がっ
てしまった。そのくらい厳しい改革を行
わざるを得なかったんです。そうしな
ければ、戦後築いてきた福祉国家は崩壊す
ると。

これによって、四年で財政は黒字に転
換しました。それだけではなく、抜本的
な予算制度改革も行ったんです。
どういった改革をやったか。簡単に言
うと、初めに向こう三年間の歳出の総額を

決めてしまいます。スウェーデンは会計
年度を一月から十二月に変えて、ちょ
うど今頃が来年度予算編成の重要な局面
なんです。何を最初に決めるかという
二〇一六年の歳出の総額を決めます。二
〇一四年と二〇一五年の歳出総額は、す
でに二年前と一年前に決まっています
です。

それから歳出のシーリングは国の予算
のうち、国債費を除くすべての予算が対
象になっています。そしてこのシーリ
ングは決算ベースで守らなければいけ
ません。

日本も含めて、どこの国でもシーリ
ングはあります。でも日本のシーリ
ングは、一般会計の当初予算にしかか
りません。だから、補正予算でいくら
でも歳出を増やすことができます。し
かしスウェーデンでは、変えることは
できません。正確に言うと、国会で議決し直せば、
変えることはできます。

二〇一六年の歳出総額を決めると、二
〇一四年と二〇一五年と二〇一六年、三年分の歳
出総額が決まります。歳出総額が決ま
ると、財務省は各省からヒアリングを
して三年分の内訳、二七の歳出分野の案を決
めます。これは財務大臣と総理大臣とは
相談しますが、各省大臣とは相談し
ない。そして予算閣議に、財務省が内
訳の案を提出します。

日本と違って、財務省が提案した案を
閣議で変えることはできません。これは非
公開なんです。おそろしく「これを
増やしてくれ」という話が出るのでし
ょう。しかし総額が最初に決まっ
ています。その結果、各省大臣は、
「この歳出分野の予算を増やすためには、
必ずほかの予算を切らなければいけ
ない」という話が出てくる。

日本 ルールが機能していないばかりか、 規律を低下させている

日本にも財政ルールがあります、シ
ーリングもあります。ところが結論から
言えば、機能していない。
まず財政ルールですが、財政法という

い。まさに閣僚たちが政治主導でこれを
決めるんです。

この二七の歳出分野が決まると、四九
六の議決予算―これは普通われわれが考
えているような普通の予算を、各分野ご
とに決めます。

その後、議会で審議が行われます。予
算委員会で二七の歳出分野の内訳を決
める。ここでも修正することができます
が、やはりある予算を増やすためには、
必ずほかの予算を切らなければいけ
ない。先に総額を決めているからです。そ
して二七の歳出分野が決まると、その内
訳を各委員会で議論して決めるんです

が、ここでも各分野の上限値は決まっ
ています。ある予算を増やすためには、
必ずほかの予算を切らなければいけ
ない。
こうしてまず総額を決めて、トップ
ダウンでやっていく。それによって、総
論賛成・各論反対になるのを抑えてい
けるわけです。

これは税収の見積もりを立てて、その
見積もりの中で歳出総額を決めていく
という仕組みで、まさに「入るを量りて
出るを制す」ということです。スウェ
ーデンはこういう予算制度に抜本的に改
革した。だからこそ今や借金はマイナ
ス(貯蓄ができた)。

リーマンショックで、各国が財政で景
気対策をやりました。スウェーデンも、
一度決めたシーリングを見直して、歳出
を増やしたんじゃないかと思ったら、
「このようにはいかない」と。だからこ
そ、この財政規律を維持している。やは
り、これが大きな違いをもたらしてい
るんだらうと、私は思います。

法律には、財政収支は均衡しなければい
けないと書いてある。それから建設公債
原則といって、道路とかインフラを作る
7面へ続く

6面から続く

場合は借金してもいい、と書いてあります。道路を作れば三十年とか四十年使われるので、将来世代もその負担をすべきだという考えです。考え方はいいんですが、財政ルール上は六十年間かけて償還することになっていきます。しかし道路とか役所の建物とか、六十年持ちますか？ 実持たないわけでは？

いずれにしても、財政法上は借金しちゃいけないことになってる。でもご存じのように借金だらけです。簡単に言うと今、一般会計の半分は借金です。道路とかインフラだけではなく、借金の返済をするための国債費は別にして、それ以外の毎年必要な日常の経費一子ども手当とか公務員の給与、こういう経費も借金をしているわけです。

こういう経費は、今まさにわれわれがその便益を受けているわけですね。それを子供たちにつけまわしている。道路にかかった経費であれば、百歩譲って将来世代も使えるから借金してもいいですよ、とこういいますが、今はそういう状況です。

でもちょっと考えてみてください。財政法上は「借金しちゃいけない」と書いてある。それなのに、なぜ借金できるんですか。それは特別公債法という、財政法を一時的に止める法律を、毎年政府が提案して国会の承認を受けているからです。特例といいますが、一九九四年度から二十二年間、毎年続いているわけです。

この特例公債法がここ数年、毎年のように与野党、衆参の駆け引きになるわけですが、特例が二十年間も続いているというところは、機能していないということですね。それが非常に大きな問題で、機能していなければ、本来は別のことを考える必要があるわけです。でもそれを財務省がサボっている、あるいは政府がサボっている。

二つ目はシーリングです。鳩山政権ではシーリングを止めてしまったので、とんでもないことになりましたが、日本も一九六一年からシーリングが導入されています。シーリングというのは、来年度

予算を作る時の歳出の上限はこれまでという条件です。

予算には一般会計と特別会計があった、一般会計は九十兆円くらいですが、特別会計は三百兆円くらいある。それにもかかわらず、シーリングは一般会計の当初予算にしか適用されない。逆に言うと、補正予算でいくら増やしてもいい、特別会計をいくら増やしてもいいということなんです。

私はシーリングそのものは否定してません。ただ日本のシーリングは、むしろ財政規律を低下させていると思います。それを具体的にみてみます。日本でシーリングをダメにしている最大の理由は、補正予算です。細かいことは省きますが、例えば阪神淡路大震災とか東日本大震災、これは誰も予測できなかったから復興のための予算は補正予算でやらざるを得ません。でも日本は常に台風など、自然災害があるわけです。だいたい補正予算で、三千億円から五千億円くらい、常に災害復旧費が計上されています。つまり、必要だとわかってはいるわけですね。

それは当初予算に計上すべきですね。また一般会計は、それなりにマスコミも国民も見ますが、補正予算については残念ながら国民の関心も薄いし、マスコミも報道しない。典型的な例を申し上げれば、復興予算が被災地以外に流れたのは、多くは補正予算です。

それから補正予算をよく見ると、「公務員宿舎の修繕費」とか「建設費」、こういうものがたくさん出ています。当初予算に計上すると怒られるし、官舎の修繕費などは、財務省が出す予算書を目を皿にして見ないと、「何とか等」と書いてあって、わからない場合もある。でもこういう予算を補正に計上したからといって、財政法上は法律違反はありませぬ。

私は、一九七〇年度からの非常に疑わしい補正予算を全部調べました。それらを当初予算に計上したとすれば、一般会計当初予算の財政赤字は、一九七〇年度から平均して19%増えるという結果になりました。

それから一般会計と特別会計のやり取り、という問題もあります。埋蔵金が話題になりました。マスコミは役所が隠していた財産だ。そうであれば使ってしまう、国債発行額が減るから使えはいいじゃないかと思うわけですね。

しかし、埋蔵金というのは一般的に特別会計の剰余金、積立金です。つまり貯金です。それはどこかに隠してあるわけじゃなくて、国債を買っているんです。貯金を使ってしまったら、財産は減るわけですね。ところが財務省の書類上は、一般会計と特別会計は別々になっていて、両方合わせて財政収支ということにはなっていない。つまり特別会計から一般会計に持ってくると、財務省の書類上は、その分国債の発行額が減るので、財政が健全化しているように見える。でも健全化していますか？ そんなわけないですよ。貯金が減っているんですから。

一般会計と特別会計を連結した財務諸表を作れば、貯金の取り崩しというのは、借金を増やすことと同じなんです。一般会計では、貯金を百億減らせれば資本が百億減るわけです。スウェーデンやニュージーランドでは、政府にも一般会計と特別会計を連結した財務諸表があります。日本はないんです。

私は、埋蔵金を使っちゃいけないと言っているわけではありません。苦しいから貯金を取り崩すってことはありますから、それは政策判断だと思います。しかし貯金を取り崩したことによって財政が悪化している、ということを経営に説明していかないのは、極めて大きな問題です。

一般会計と特別会計のやり取りがなかったとすれば、そしてさきほどの補正予算のインチキもなかったとすれば、一九七〇年度から年平均一般会計の当初赤字は36%増えるという計算になります。ですから私は、政府が発表する一般会計当初予算の赤字は全く信用していません。会計上のマジックでいくらでも調整できるからです。埋蔵金とか、特別会計と一般会計とのやり取りは、一般社会では粉飾会計と言われるものです。

民主党政権の財政運営 ～事業仕分けの意義と限界

民主党政権は、最初はそれなりに志があったと思います。じつは鳩山政権で菅さんが副総理兼国家戦略担当大臣のときに、私は予算編成のあり方に関する検討会と中期的な財政運営に関する検討会のメンバーに入って、いろいろ改革を提案しました。先ほども申し上げたような、世界各国の予算制度改革のいいところ取りをして、青写真は書きました。

結論から申し上げます、一部改善した点もあります。例えばこの国も成長率を楽観的に見積もると言いましたが、この提言の中でも、成長率を慎重に見積もるといって、今までの2とか3は、いくらなんでも高すぎるので、1とか0.9、そういう成長率を見積もった。しかし残念ながらそれ以外、ほとんど目の

見をなかつた。

億減るわけです。スウェーデンやニュージーランドでは、政府にも一般会計と特別会計を連結した財務諸表があります。日本はないんです。

私は、埋蔵金を使っちゃいけないと言っているわけではありません。苦しいから貯金を取り崩すってことはありますから、それは政策判断だと思います。しかし貯金を取り崩したことによって財政が悪化している、ということを経営に説明していかないのは、極めて大きな問題です。

一般会計と特別会計のやり取りがなかったとすれば、そしてさきほどの補正予算のインチキもなかったとすれば、一九七〇年度から年平均一般会計の当初赤字は36%増えるという計算になります。ですから私は、政府が発表する一般会計当初予算の赤字は全く信用していません。会計上のマジックでいくらでも調整できるからです。埋蔵金とか、特別会計と一般会計とのやり取りは、一般社会では粉飾会計と言われるものです。

また決算ベースでみると、東日本震災があったのでやむを得ない点はありますが、補正予算が非常に増えている。それから一般会計と特別会計を合わせた純計の数字というのが、最近財務省も出して、その純計ベースで歳出はどうなったかというところ、平成二〇年度(決算)と二四年度(当初予算)を比較してみると、公債金が三千兆円ちょっと増えている。つまり借金が膨らんだ。

税金がちょっと減って、年金と保険料が若干増えていますが、簡単に言えば歳入はほとんど増えなかつた。つまり三十兆のほとんどは、歳出によって増えたということですね。そのうちの大きなものは、社会保障関係費とその他事項経費。これは震災対策がけっこうあります。つまりこの赤字の大きな理由は、社会

保障です。社会保障が増えたらいかんといっているのではなくて、そういう事実だということですね。マニフェストでは十六兆の財源を調達すると言っていたわけですが、歳出増が中心だったということですね。

それから事業仕分けです。私自身は、事業仕分けそのものを否定しているわけではありませぬ。非常に成果もあったと思います。何よりも、国民の前に目に見えるようになった。

あのやり取りを極端に言えば、仕分け人たちは「もっと効率的に使えるんじゃないか」と言っていて、「その事業はいらない」と言っているわけじゃないんです。役人たちは「この事業は必要なんです、なぜなら必要だから」と答えているわけですね。どの事業も必要性は説明できるんです。「でもやり方があるんじゃないですか」ということは受け入れられない。

事業仕分けの問題点はいくつかあるんですが、もともとマニフェストの財源、十六兆のそれなりの部分を賄うためにやるとしたんですが、賄えなかつた。だいたい七千億くらい。それ以外は公益法人とか独法の貯金を取り崩して、一兆数千億というところでした。

その最大の問題は、予算制約を課さなかつたことです。例えばみなさんが仕事に必要で車を買って替えなければならぬというときに、ベンツと軽自動車、どっちを買いますか。ベンツは安全だ、運転もしやすい、パフォーマンスもいい、と買ってベンツを買いますか。違いますね。決め手は予算です。それぞれの車のどこがいいかじゃなくて、最終的には予算制約が決めるんです。役所も同じです。予算制約を与えなかつたら、「これも必要だ、あれも必要だ」と言う。それは当たり前で、役人を責める話ではないんです。

じつはこの事業仕分けの本来本元は、カナダです。カナダは一九九〇年代に事業仕分けで財政再建に成功しました。カナダは九〇年代に、スウェーデンと同じように国が傾きました。そこで閣議で各省大臣を集めて、「あなたの役所の予算を四割削ってください、二割削って下さ

い」とやったわけです。正確な数字ではありませんが、オーダーとしてはそういう大ききで削減しろ。各省大臣と役人が泣きついてきても、財務大臣と総理大臣は「とにかくやれ」と。

やろざるを得ないということになった途端に、役所は「こついたらできる」というものを持ってきた。つまり予算制約を上から順番に決めていけばいいんです。もちろんどれを選ぶかは政治の判断ですから、最後は大臣が決めた。

均一の一律削減ではありません。国民生活にとって重要な予算がありますので、そこはメリハリをつけて総理大臣が決めたいわけですが、予算制約をつけなければ財源の捻出はできないというわけです。

それから重要なのは査定です。仕分けを見た私の第一印象は、「財務省は一体何をしていたんだ、査定をしていたらこんなくたらない予算があるはずじゃないか」というものでした。あるいは会計検査院、国会の決算委員会、予算委員会、何をしていたんだ。

何が言いたいかというと、財務省は予算を切れないんです。予算を切るためには、その予算は無駄だということの説明し、説得しなければいけない。各省大臣ではなく、その予算で生活している人々を説得しなければいけないんです。そのための情報は、財務省にはありません。各省が持っている。当然ながら各省大臣は、そういう情報は出しません。

カナダは、どのくらい切るかという大きな目安を財務省が示しましたが、どういふふうに切るかは各省大臣に任せました。そして役人たちが優先順位を上からつけた。それを最後は大臣が判断した。非効率的な予算でも、政治的に必要な予算もあるんです。事業仕分けでも、何人かの大臣がこれは必要だと言いました。それはいいんです。問題は、大臣が「この予算が必要だ」と言うなら、その分他の予算を削ってほしいということですね。

事業仕分けの失敗は、そういうルールを初めに決めなかつた、決められなかつたということですね。

8面へ続く

日本の財政はいつまでもつか

7面から続く

自民党政権に替わって、今はアベノミクスです。今は株価も上がっているし、いいと思います。しかし、長く続くかというところですね。

申し訳ないですが、今回の補正予算はひどすぎる。麻生副総理自身が国会で「査定する時間がなかった」と言っています。だから事前に、「これは無駄だ」という印象を持っています。でも執行していませんから、それを証明することはできない。だからこそ決算が大事です。民主党は、ここをちゃんとやらなければいけないと思います。

財政は今後どうなるのか。もちろん誰にもわかりませんが、例えばギリシャ国債の金利は短期間に一気に30%にまで跳ねた。これはどうしてかというところ、危機に陥ったギリシャとかポルトガルとかアイスランドは、国内の赤字を国で賄うことができずに外国に頼っている。だから経常収支が赤字になっている。そういう赤字を垂れ流す国にはもうお金は貸せないと、そういう認識がマーケットで広がる。一気に金利が上がって危機的状況になるわけです。

ただし、経常収支が赤字になったからといって直ちに問題になるわけではありません。典型的にはアメリカです。

日本は借金も大きいですが、経常収支が黒字なので、またギリシャのようなことにはなっていない。ただしこの経常収支がいくら赤字になる可能性が高い、ということも予測されています。

簡単に言うと、日本の巨額の財政赤字を、国民、なかでも高齢者が貯金で賄っている。今のところファイナンスできているんですが、高齢化にもなって貯金を取り崩されていくと、早晚ファイナンスできなくなる。そこで外国に頼る。そのことがたまたまに危機的状況になるわけではありませんが、例えば外から見ると、アメリカのようにダイナミックに経

済が成長できる力が日本にあると思ってくれるかどうか、そういう状況に依存することになるわけです。つまりリスクが高くなっていると言わざるを得なくなる。最後に結論を申し上げたいと思います。

どうやって財政規律を守りたくない政治家、役人たちに守らせるか、そういう仕組みを導入できている国は財政規律を

予算制度改革に取り組みざるをえない時期は、否応なく近づいている

五十嵐 いくつか申し上げたいと思います。まず議会のチェック能力が乏しいという問題ですが、それは能力よりも構造的な問題が大きいと思います。

一つは予算が議会で成立する時期の問題。こんなに制約が多くて、しっかり議論できない国は他にないと思います。予算成立を急がなければいけないのは、地方予算に連動するからです。政府予算案ができた段階で地方政府は予算を立てます。したがって政府予算が修正で変わると、地方が持たなくなるという

構造的な問題があります。ここを変えないとダメでしょう。そして民主党が未熟だったのは、党三役に強い拒否権があったからです。自民党が何とかなっているのは、誰が総理になっても、何とかなるような仕組みを作ってきたからです。

自民党は長い間かけて総務会による事前了承方式を作り、そこで決めたら後でガタガタしない。民主党が悪かったのは総務会がなくて、政調会長がとにかく突き上げられて、みんな拒否権を持った。そういうシステムを変えていかなければダメです。一朝一夕にはできませんが、

維持できているということです。日本は、そういう仕組みはほとんどないということです。

難しいのは、その仕組みはなぜできたのかということ。スウェーデンの国民は偉いのか、政治家は偉いのか。これはざっくり言えば、みんな危機的状況になったからです。スウェーデンとカナダに行ってきたんですが、危機的状況になって尻に火がついて、国民が怒ったから改革ができた。

残念ながら、日本はまだ尻に火がついていない。これは民主主義の難しい問題だと思っています。

われわれも努力しなければいけない。

われわれも方針としては、優先順位を厳密に決めて、予算がなくなるところで「ここからはナシ」ということになったが、結局それができなかった。最初に国家戦略局を作らなかつたからです。これはやっぱりミスだったなあと思っています。

ペイ・アズ・ユー・ゴー原則という、要するに予算をどこか増やすんだたらその分切りなさいという原則があったんですが、法律化されていない。ここはやらなければいけない。

それから不景気だから金を出すということ、またやっていますが、ヨーロッパではこれはもう否定されています。これは麻薬中毒みたいなもので、やめたら不景気になるという恐怖観念がありますから、結局やめられない。そして赤字が増える。

建設国債の償還も、最初は三十年ルーラだったんです。それをいつのまにか、六十年にしてしまった。いつからそうしたのかさえ、よくわからないんです。六十年というのは、土地は百年持つという計算で、それを元に六十年と。いくらでも数字を作れるわけです。

それからやはり小渕、森内閣時代の百兆円の補正(事業費ベース)、これが滅茶苦茶です。それが積み積もって今こういう状況になっている。

また先ほど特別会計の話がありました。貯金だから置いておいてもいいんだという話にはならない、ということだけは申し上げます。放っておくと、これは監督庁のお金なので、そこにゆるい使い方が出てくる。一般会計に引き戻すというの、ありうべしだと思います。問題はその使い方がどうかということです。

それから今回の予算では、今までは金利を1%と見ていたのを、0.8%に見直して、三億億浮かした。そういう粉飾があちこちにあるわけです。(デフレを解消するなら金利は上がるはずにもかかわらず)

最後の話ですが、中央政府と地方政府と社会保障政府、これを合わせて一般政府と言いますが、これが危なくなってきたという話です。個人の金融資産が一五〇兆円、個人の金融負債が二五〇兆円前後あると思います。したがって二五〇兆円くらいが、日本の個人が個人としても銀行や生保会社に預けているわけ

けですが、国債購入に使われるお金です。一般政府債務ということでは、もう約一二〇兆円になっている。だから五年以内といわれますが、私はもっと早くクロスすると思います。クロスしたからといって急に危なくなるわけはありません。

それから「日本国債は外人は4%くらいで、96%日本人が買っている」という説が広まっていますが、実際にもう外国人保有比率は9.1%になっています。思っている以上に外国は持ち始めています。なぜなら、日本人が買えなくなってきたからです。貯金を取り崩している人たちがいっぱいいるわけですから。そう簡単に「国内で消化できるから安心だ」と言えるわけではない。金利が跳ね上がってくる可能性があるわけです。

金利というのは成長率に連動してきますから、インフレ率が上がれば金利が上がってきます。したがって、今まで大丈夫だったからこれからも大丈夫ということではない。その意味でも、財政規律をどう守らせるかということは本当に真剣に考えないといけない。

地方分権の覚悟はあるか 予算制度改革を推進するのは国民の怒り

田中 (質問で) 地方のお話がありました。相対的に見ると国に比べて、地方はまだ制約が見えやすいので、いろいろ考えるんです。ただしお話にできた交付税は深刻な問題で、例えば言うと「へその緒が切れない親と子の関係」です。

高度成長期、日本がまだ貧しい時に、各地で道路を作り、学校を作り、病院を作るためにはこの交付税制度はうまく機能した。建前上はともかく、実際にはほとんど裁量権がなく、個別の事業ごとに補助金がついているので、その事業をやらないと交付税はカットされないけれど補助金はカットされてしまう。そして借金をしても交付税で面倒を見ると。

これが今は財政規律を低下させているわけです。例えば自民党政権になって、「地方の公務員給与の削減をし」という話になりました。これはおかしい話ですね。地方自治なんだから、地方が決めればよいことなんです。ところが交付税に給与を算定している、こういう話になる。本当なら「大きなお世話だ」と言って、その代わり地方交付税の算定から給与を外すべきなんです。

もちろん地方によって税収の格差がありますから、その調整は必要だと思えます。しかし給与が高いか低いかは地方が決める話です。つまり極論すれば、地方分権というのは格差は出るんです。格差

を拡大しろと言っているわけではありませんが、それなりの格差の拡大は許容しなければいけない。もちろんどの程度の格差が認められるべきかという議論はあります。ただ方向としては格差が広がる話です。しかし多くの地方自治体の首長さんは、そうは思っていないんです。逆に各省からすれば、「国民はナショナルミニマムを要求しているんです」と。東京並みにしろ、ということですね。「だから中央集権的にやります」と言うんです。

つまり「大きなお世話だ、自分たちが決める、その代わりある程度の格差が出てもいい」という覚悟がありますか、ということなんです。もちろん繰り返しますが、税収は東京に集中しますから、その不公平は是正する必要があります。

それから五十嵐先生のコメントに少し付け加えていたと、予算の審議は国によって違います。スウェーデンとかアメリカのように、議会が修正できる国もあるんですが、イギリスとかオーストラリア、カナダはほとんど国会で修正されません。予算を修正すること、は、政権を拒否する話になるんです。

ただし、日本の予算委員会は世界でもっとも予算を審議しない予算委員会なんです。オーストラリア、カナダでは修正はしますが、審議はきちんとする。そうすると問題点が出てくるので、執行した後どうなったか、と追及できるわけです。

また総理大臣とか党のお話がありました。これは本質的な問題です。予算というのは、単に財務省の技術的な問題ではなくて、まさに政治そのものなんです。つまりマーケット、市場で供給できないからこそ、予算を作って国民から集めた税金を使う仕組みです。

これまでの日本の政府はどういう仕組みだったかというと、内閣が非常に小さくて、与党の族議員と官僚機構が大きいです。例えば公共事業の配分は、総理といえども変えられなかった。道路には道路族、農業土木には農林族と、全て利

8面から続く

書関係者がぶら下がっていますから、少しでも変えると思んな文句を言う。だから総理大臣といえども変えることはできなかった。

それから官僚たちは総理大臣や大臣にはなく、族議員に忠誠を誓う。大臣が何か変えたいといっても、役人が族議員のところにご注進に行つて「なんとかしてください」と。大臣を差し置いて族議員と官僚機構が連携して、法律や予算を国会に出す前に、与党と官僚機構の中で調整してしまう。これは高度成長期には、時間を短縮するというところで、合理的でした。ところが税収が減って、優先順位を決めなければいけない時には、このモデルはうまくいかない。

そこで学者あるいは民主党も、内閣中心の仕組みにしようと考えた。内閣を大

□第123回 東京・戸田代表を囲む会□

民主主義の発展という観点から憲法改正を考える

「法律の支配」?

私は去年、『憲法「改正と改悪」(時事通信社)』という本を書きました。これで憲法論争という虚しい空中戦の世界をやめて、きちんと地に足が着いた、手応えのある人生を生きようと思つていました。ところがこのところ、すべり忙しんですよ。NHKをはじめ、いろんなところから話を聞きたいという依頼が来ます。これは(憲法改正をとなえる)安倍さんのせいなんです。

きくして、有力な与党議員はみんな内閣に入り、役人たちは内閣、大臣、首相に忠誠を誓う。ただしこの仕組みも万全ではなくて、何をもちつて政治主導と言うかなんです。残念ながら民主党政権は、官僚機構と内閣の関係、与党議員と内閣の関係をなかなか整理することができなかった。

税収が毎年二割、三割増えていた高度成長期にも、もちろん差はありました。10%増えたところ、5%しか増えないところ。しかし、みんな増えていたから文句は言わなかった。でも今はこっちは五割割って、あつちが5%増やすと。そういうことは、その仕組みがないとできません。スウェーデンの例を申し上げましたが、日本にはそれができていない。それを決めるのは政治家なんです。財務省の主計官じゃないんです。

なぜスウェーデンやオーストラリアは改革できたのかというと、やはり国民が「なんとかしろ」と怒ったからです。国民が怒ると、政治家はその声に応えなければならぬわけなんです。

外国人から「なぜこれだけの財政赤字なのに日本は大丈夫なのか」と聞かれたときに、私は「日本の財政は糖尿病なんです」と答えます。糖尿病はなかなか症状が出ない、出た時は手遅れです。日本はギリシャと比べ物にならないくらい経済規模が大きいので、なかなか症状が出ません。出たときには相当厳しい状況になるかもしれない。残念ながら、そうならないと変えられないのかもしれない。

3月4日。タイトル、小見出しを含め文責は編集部)

ゲストスピーカー 小林節・慶応大学教授

まんにして、そこで勝つてから安倍カラーを出すんだと。それにたまされるようなら、国民の民度も情けないと思つますが。安倍さんが「戦後的なものはすべて許せない」と、個人的に思つるのは勝手ですが、憲法改正を語るなら、それ相応の見識を磨いてもらいたい。例えば彼はやはり「法律の支配」「法律の支配」と言っている。でも専門用語として「法律の支配」という言葉はないんです。「法の支配」ですよ。「法律の支配」では答案だとバツがつきます。

話は逸れますが、とても大事な点なので申し上げます。国会で多数決でどんな法律を作ろう

が、それは上位法である憲法に規定されず、なぜ憲法が上位法かというところ、いろいろ理由はあるんですが、いわゆる自然法に近いような、高次元の、ちょっときれいな話に近いような話があるわけなんです。時の相対的多数決で、いわばもののはずみのような形で法律が作られても、「それって人権侵害じゃないですか」「それって平等じゃないですか」「憲法違反で無効ですよ」という、法律より上位にあるのが「法の支配」です。つまり「法の支配」というのは別の言い方をすれば「憲法の支配」なんです。

憲法は主権者国民による権力担当者統制の道具であり、権力者による国民統治の手段ではない

憲法とは何か。六法全書というものがあつた。これは大日本帝国が急速に作られたときにできたんです。それ以前江戸時代の日本は三百あまりの藩の連合体で、それぞれの藩が大名の権威の下、それぞれの「お裁き」をやっていたわけです。

その三百あまりの藩連合を一気に大日本帝国ひとつにした以上、人間の生活の基準、紛争解決の基準になる法律が地域によって違つたら困ります。しかも短期間に大日本帝国を作らなければなりませんから、当時の六分野の基本的な法律をヨーロッパ各国から輸入して、「これが大日本帝国のワンセットの法だ」と六法全書をつくつたわけなんです。

六つの分野というのは、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、それに憲法を入れて六つ。

例えば、民法というのは対等な私人間の取引ですね。私人間でも会社同士の取引は商法になる。それらに関わる紛争が裁判沙汰になると、その裁判をフェアに運用する手続きが民事訴訟法。それから

の産物です。それに対して憲法という価値基準が上位にあつて、「多数決で通つたかもしれないけど、ちょっとやりすぎよ」というのが法の支配であつて、法の支配によって否定されるのが法律である。

にもかかわらず安倍さんは「法律の支配」「法律の支配」と。法律の支配というところは国会の支配、すなわち自民党の支配ということなんです。論理的にいうと、「こんな人に憲法改正を言う資格はない」と、前の政権のときにも私は書きました。安倍さんは「憲法とは何か」ということがわかつてない。これが致命的なんです。

人殺し、強姦、放火、窃盗など、あきらかに社会の一員としてやってはいけないこと、これはやさしい日本語で犯罪というんですが、その犯罪を羅列して、それをやつたら国家の意思で罰金から死刑まで刑罰を課す、そのリストが並んでいるのが刑法です。それに触れたと疑われた人をフェアに扱わなければならぬ、というのが刑事訴訟法。これで六法のうち五つです。全て、国家の意思としてわれわれ国民を縛ります。

ところが憲法だけは違つたんです。憲法は、主権者であるわれわれ国民が国家権力を統制する道具なんです。国民統治の手段ではないんです。

われわれ主権者国民が共同生活する際に、生活の知恵で、国家というサービス機関を作つたわけなんです。それは自然発生的であるけれど、便利だから受け継いでいる。ただそのあり方は、一人の独裁者が権力を振り回すよりも、権力はいくつかに分けて、それぞれに役割が違つて牽制し合つた方が安全だと。そういう国家機関の枠組みと、それぞれに権限を与え

た。権限を与えたということは、権限を超えたことをしやいけませんよ、ということなんです。それを超えたらわれわれの不可侵な人格、すなわち人権を侵害している、主権者の側からコントロールできる。このように、主権者国民大衆が国家権力を管理する、マニュアルのようなものが憲法なんです。

だから憲法というのは六法全書の中で唯一、例外的に主権者である国民大衆が権力者を管理する法なんです。その他の法律は国会の多数決で国会議員が作ったもので、われわれ国民の日頃の生活を管理する。なぜそれが許されるかということ、法律を決める国会議員はわれわれが選んだことになっているからで、これは自己統治ということになるわけです。

その関係が分かつていないと、「国民に国を愛する義務を課す」なんてことを言い出すわけです。自民党は勘違いして、前回の憲法草案には「家庭を大切にす」とか、「国家を愛する義務」とか書いてある。お節介な話で、これは道徳の話なんです。国が愛されたら、われわれ主権者国民が、この時代に、縁あつてこの国に生まれて暮らして、よかつたと思うようなまともな政治をしなさい」という話なんです。

愛国心なんて本当にふざけた話で、だつて愛つて好き嫌いのことでしょう。こんなものを国家がああせよ、こうせよ、なんていうのは、これこそ思想、良心の自由に対する、憲法違反ですよ。言葉の本質上、愛などというものは、それぞれ心の一番奥深いところで価値判断すること、間違つても国家権力が手を突っ込むことではないんです。

「家庭を大事に」というのも、ああいう人たちに言われたくはないけれど、とっても微妙な話ですよ。「家庭を大事に」ということは、不倫はいけないことになるんです。憲法でいけないことになるんです。話が逸れていますけれど、とても大事なことです。

結婚というのは人生で一番重大な契約



小林節 (こばやし せつ) 慶応大学教授

1949年生まれ。慶応大学卒。法学博士(慶応大学)。ハーバード大学ロー・スクール客員研究員等を経て、89年慶応大学教授。その後北京大学招聘教授、ハーバード大学ケネディ・スクール・オブ・ガヴァメント研究員等を兼務。日本体育大学理事、日体桜華高等学校長、弁護士。『憲法』改正と改悪—憲法が機能していない日本は危ない』(時事通信社)ほか著書多数。

9面から続く。
です。にもかかわらず、一番冷静でない状態で決めるわけです。私自身はこの「バック」は当たったと思っと思っています。また多くの人がそうですが、自分で契約した責任を全うするのです。特に子供に対する責任ですね。

ところが昔の日本と違って、今の日本は離婚率が30%くらいになっています。そりゃ、たまたま出会って結婚したけれ

現行憲法が破綻していることは明白

現行憲法が破綻していることは明白です。

まず9条と自衛隊、これはどちらの立場から見ても破綻している。だって9条というのは、戦争を放棄して、そして戦争の手段としての戦力も放棄している。だけと現実には、自衛隊を予定した自衛隊という名の戦力を持っているじゃないですか。これを直視せず「9条は守られた」なんて言っている人たちは無責任ですよ。

またその前提として憲法の前文に「日本国民は、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」とか言っている。「平和を愛する諸国民」って誰ですか。

まず北を見ると、北方四島を軍事占領したままのロシアがいる。ちょっと西を向くと、新潟の先に日本に特殊工作船を入れて、領土と領海と国民を侵して連れ

ど間違いに気づくこともあるし、別の出会いだっているんじゃないですか。それを「家庭を守る義務」なんて言ったらどうするんですか。間違ったことに気づいてやり直すチャンスもなくなってしまうんです。そんなところは、はっきり言って法が介入するところじゃない。そういう人たちが改憲を言うのは、恐ろしいと思いますよ。

去って、非を認めながら返してくれない北朝鮮がいる。

それからちょっと南下すると、竹島という島を軍事占領している韓国がいる。まだ科学技術が進んでない時代には、地球上に初めて発見されてこの国のものでもない土地があったら、平和裡にそこを有効支配して、自分の国に編入して世界に宣言したやつが勝ち、ということですね。そういう意味では竹島は紛れもなく江戸時代に、今の鳥取藩にあたるところが代官所を置いて、漁業や林業で用いていたんです。別の言い方をすれば江戸時代に、あそこまで統治しに来る能力と必要のある政府は朝鮮半島にはなかったんです。それを戦後の日本の軍力力の空白の時に、李承晩という韓国のウルトラスーパーナショナリスト政権が軍事占領して以来、占領しているだけじゃないですか。

尖閣諸島だってそうです。あれは琉球の一部として歴史的に日本に編入されたわけですよ。まあ琉球王国を日本が編入したのは、歴史の中の蛮行のような気がします。その昔は琉球王国は、日本とも中国ともつきあっていたわけですが、それを薩摩が支配してしまったので、薩摩と一緒に大日本帝国に入ったわけです。これもその当時は、中国大陸にそこまで来る能力と意思のある政権はなかった。それが一九七〇年代になって国連が「地下資源があるかも」と言ったとたん、うちのものだと言い始めた。ひどい話ですよ。

また「決められない政治」が問題になりましたが、これは憲法的に二つの原因があるんです。一つは議院内閣制です。内閣総理大臣というのは、七百人あまりいる国会議員の一人です。そのなかから押し上げられてきますから、同僚議員に対して強く出られない。ところがアメリカの大統領は、全米一人区の全国選挙で国民から直接選ばれます。そこには何が生まれるかということ、いわゆるカリスマ性であり、民主的正統性です。議会に対して強力なリーダーシップを発揮できる。もう一つは二院制です。衆議院と参議院が似たような選挙制度で、どちらも国民から選挙されてくる。衆参同日選挙をやったとしても、憲法上、参議院の半分は三年ずれてしまっんです。最初はA党を勝たせすぎた、次はB党を勝たせようというのが日本人のメンタリティーですから、衆議院と参議院の多数派がずれる構造的原因はあるんです。

一院制にすれば一つの国民の意思でむだろうということも、ものすごく反論を受けるんです。二院制というのは慎重審議でいいことだ。しかし激しい時代の動きの中で慎重審議していると、日本は世界から取り残されてしまう。これも怖いんですよ。

それから実は、慎重審議なんかできない構造になっているんです。二院制である以上、衆参両院の同意がないと法律ができません。衆議院だけで押し切れるの

は、総理大臣の指名と条約と予算です。これがダラダラしていると国が危ないからです。その他は全部衆参対等ですから、参議院が抵抗勢力になった場合には、法律が止められることによって国は動けなくなる。この構造があるんです。

議員定数不均衡、いわゆる一票の格差だつて明らかに、憲法は破綻していますね。憲法には平等でなくてはいいかと書いてある。しかし封建時代と違って、居住移動の自由、職業選択の自由、婚姻の自由がありますから、人口のばらつきができて、議員定数は不平等になってくるんです。その格差が余りに大きいから、「これは不平等だ」と最高裁が認定した。ではどうしたらいいか。選択肢は無制限にあるんです。例えば衆議院四八〇人、全国一選挙区でやれば、平等じゃないですか。あるいは四八〇の小選挙区にしてコンピューターを使って北から南まで人口で区切っていけば、これでも平等じゃないですか。定数だつて三〇〇にしたっていいじゃないですか。というように、無限の選択肢がある。

つまり憲法は何も決めていないんです。結果において平等でありさえすれば、国会の法律で決めていいんです。だから国会は、やっつてるフリをしている。そこで、違憲状態だけ待ちましようということになる。憲法の欠陥なんです。

安倍自民党の改憲論の危うさ 憲法改正 vs 改悪

やはり憲法改正は必要だと、私は思っています

これまでの日本の改憲論者というのは占領に対する恨み節で、占領憲法をはねのけて、「われら日本民族が自ら作った憲法は大日本帝国憲法しかないと、あれを復活する」とか、恐ろしいことを言うから人が引くんです。私は主権者国民大衆が国家権力機関を管理するマニュアルとしての憲法、われわれが幸福に生きることが、自由で豊かで平和に生きることが目

たとえば、憲法にこう書いておくんです。衆議院議員の定数は五〇〇です。そして十年に一度、国勢調査に基づいて北から南へ、ほぼ平均になるような選挙区を作りなさいと。憲法にそう書いてあったら、それ以外の選択肢はなくなります。つまり憲法の中に、議員定数とか配分方式を書き込んでしまっんです。

地方分権も憲法が破綻している例です。日本はアメリカの五十一番目の州だと言われるように、日本全体が一つのユニットなんですね。アメリカみたいに州によって運転免許証が違うということはない。州によって結婚と離婚の基準が違うなんてこともない。だから一つの日本だということはずっとおきたい。

だからこそ日本国憲法の92条は、地方自治は国が法律で認める限りの地方自治と書いてあるんです。地方自治だ、地方分権だと言っても、国の掌の上にいるから、国の管轄権も残す。それは憲法違反にならないんです。本当に地方分権を実現しようとしたら、アメリカのように国と地方の役割分担を憲法に書きこくことです。たとえば外交とか軍事とか通貨管理、経済政策、国際通商、それから司法もそうです。そういう議論をして、憲法の中に国のすること、地方自治体ができることを書いてしまえば、地方分権は一気に進む。

的で、日本国憲法はいい憲法だけれど、ちょっと古くなっちゃったからもっとよくしよう、という改憲を唱えているわけです。ところが悲しいことに、改憲を唱えていることから、護憲派からは右翼、軍国主義者と言われ、改憲派からは、明治憲法に戻ろうと言わないからニセ右翼と言われるんです。

安倍改憲論の危うさは、私に言わせるに改正より改悪だろつていっています。

愛国の責務の話はもう語りました。もう一つ9条の問題で安倍さんは、独立主権国家として自衛権を持つ、自衛軍、国防軍と言っています。言い方はどつてもいいんですが、それを国際的に派遣する条件については法律で決めると書いてあるんです。

海外派兵なんつていう、この国の存立に関わることを、時の政府のイニシアティブで国会の多数決で決めていい、なんていうのはおかしいんです。こんなことこそ、過去、現在、未来、一貫した国の方針がなければいけないからこそ、簡単に改正できない憲法に書いておくべきなんです。

私が思うには国際貢献の条件は、どこかの国の要請ではなく、国連の決議が必要なんです。つまり国際社会の客観的な意思であること。そして、出前に国会の承認が必要。この二つを憲法の中にちゃんと書いておけばいいんです。われわれは責任ある国際貢献をしないとは言っていない、でも軽率にはしませんよ、というあたりがちょうどいいんです。

それから政教分離の例外として、「社会的儀礼や習俗はOK」と書いてあるんです。社会的儀礼や習俗とはどういうものか。例えば日曜日は休みですが、これはなぜでしょう。普通の人は「だって日曜日から」といっていますよね。でも元々は、「聖なる安息日」というキリスト教の教えです。イスラム教徒にとっては金曜日の夜が休みですから、そこは論争になりますが、そうはいっても大半の人は安息日だから休むのではなく、日曜だから休む。このくらいになると、歴史的にその起源は宗教に由来するが、もはや誰もその宗教性を意識しない社会習俗といえます。

ところが、日本人なら誰でも八月十五日に靖国神社へ参拝する。靖国神社が遠い人は、最寄りの護国神社や忠魂碑に拝みに行くのが当然の習慣だと思っっている人、いますか? 私は思っと思っています。靖国参拝を公式化しようとする人たちが

10面から続く

は、「日本人ならそうなんだ、そうでないお前はおかしいんだ」と怒り出しますが、「もはや誰もその宗教性を意識しない社会習俗」とは到底いえないね。だから「社会的儀礼や習俗はOK」と書いたって、(靖国参拝をめぐる)憲法違反問題はすっと起きます。

それから国民の憲法尊重要求も、ぶぞけた話です。現行憲法は99条で公務員の憲法擁護義務を書いています。自民党の勉強会で「なぜ公務員だけが憲法を守らなければならないのか、国民大衆も守

国民主権の発展としての憲法改正にむけて

―質問を受けて―
小林 96条改正(憲法改正の発議要件緩和)先行論というのは、一番やっつけられない話です。政治家というのは現実が見えるから、憲法が破綻していることは一番よく見えるところにいる。だから改憲論を主張してきたと、善意に考えればそう思います。しかしこれまでの多くの改憲論は、日本国憲法を脱ぎ捨てて明治憲法に戻りたいという悪趣味なことを言っている。だから改憲は多くの人に受けられない。それにイライラして、「改憲のハードルが高すぎるんだ」と。

彼らの論理で行くと、三分の二の賛成が必要というところは、三分の一が拒否権を持っている、これは民主的じゃない、世界でもまれに見るハードルの高い憲法だということですが、これは嘘です。アメリカ合衆国は、上下両院の三分の二以上で発議します。日本と同じです。その後五十ある州のうち、四分の三の州の同意を個別に集めないためなんです。(日本よりハードルが高い)

にもかかわらず、二百数十年の間に二十八か九、修正を行っている。つまり、説得力ある改憲論であれば、修正できるんです。今までの改憲論―明治憲法郷愁論みたいな改憲を唱えるから受けなかったんです。

らなければならぬ」という意見が出て、それに対して私は「いや憲法ってというのは、国民大衆が公務員に義務を課す法ですから」と言いました。

「別の言い方をすれば、主権者国民については自ら作った憲法を守るということとは前提にあります」と言っていると、それならそれを書こう」と。それを書いたら憲法ではなくなるんですよ。

要するに、安倍自民党で改憲を唱えている人たちは、そういう憲法の本質に関する理解に欠けているのではないかといいたいです。

もう一つ、96条先行論がおかしいのは、憲法というのは、国民大衆が国会の多数決よりも上位的な基準を権力者に与えるものであって、権力者にとっては煩わしいものでいいんです。憲法に管理される権力者が、それが煩わしいから、憲法を変える権限を「白紙委任してくれ」と主権者国民に言うというのは、おこがましい話です。これが欠点の第二。つまり硬性であってこそ憲法なんです。(硬性憲法 通常の立法手続よりも厳格な手続を必要とする成文憲法のこと)

もうひとつ言つと、96条改正をやりたいければやれればいい、と思うんです。今度の参議院選挙で、(96条改正を主張する勢力が)三分の二を取る可能性がある。だったらやればいい。平成十九年に作られた国民投票法によれば、半年くらい国民の議論にさらすことになっている。その間に国の費用で賛成、反対の資料を全国民にセットで配るんです。国会の議席数からいけば賛成が三分の二、反対が三分の二でも、賛成と反対のページは五分五分なんです。当然僕は反対派のページに登場します。メディアも含めて、国民的な議論がいたるところで展開されることになるわけです。

これで憲法改正ができなかったら、改憲派は数十年足腰がたたないでしょう。

ただそうなる、私が考える合理的な憲法の改正、改善もできなくなるので、それは最後の手ですね。

それから9条のダブルスタンダードという話ができましたが、本当にそうです。憲法9条があったって、イラクにもアフガンに海外派兵できたし、何だっただけで、だから面倒くさかったらこのままでいいじゃないかと。あるいは、集団的自衛権の話は条文に書いてあることじゃないから、解釈を変更すればいい。法制局が抵抗したらクビにすればいいと。自民党のかなりの人がそう言い切っていますね。

ところが護憲派といわれる人たちは、「憲法9条は一字一句改正されていません。あれがあったからこそ、日本は戦争に参加することは一度もありませんでしたし、一人も戦死していません、一人も殺していません」と言っている。だからアフガニスタンの沖合で米軍に海上給油をしたわけでしょう。あれがなければアメリカは海上封鎖を解くか、倍の軍隊を持って来なければいけなかったわけで、十分、米軍の作戦に参加しているんですよ。

イラクでも航空自衛隊が輸送機を貸したじゃないですか。例えば銀行強盗に「おい、車だけ貸してくれ」と言われて車を貸して「いや、私は車を貸しただけで関係ありません」と言ったら、立派に共犯じゃないですか。そういうことを言っている、最高法が政府によってコケにされている。このダブルスタンダードはおかしいと思います。

私が言っているのは、少なくとも自衛権をはっきり明示すべきだと。個人に正当防衛権があるように、人間の集団である国家に自衛権があるのは当たり前で、国連憲章にも書かれている国際法の常識です。戦争は、憲法問題でなく国際法の問題です。同時に歴史に鑑みれば、われわれは二度と侵略戦争などいたしませんとはっきり書くことは、安心感だと思っ

それからさっきも言いましたように、国際貢献はします、ただし条件は国連の決議と事前の国会の承認です。それから日の丸と君が代についてですが、僕は国旗・国歌法が制定された時、衆議院の内閣委員会に、当時の与党だった自民党の参考人として呼ばれました。日の丸に反対する人は、第二次世界大戦の日本侵略軍の先頭にはためいていたという理由で反対する。しかしあれが侵略であったとしたら、いけないのは侵略を犯した人間であって旗ではない。旗はそれ以前、九世紀から日本の印だったんです。侵略戦争を反省するのはいいとしても、旗のせいにしちゃうかんと思っ

た。ただ君が代はちょっと違う。あの歌自体は、詠み人知らずとして、さまざまなところに似たような歌詞が出てくる。これはいいことなんです。詠み人知らずということとは、自然に歌われていたということですから。君というのはあなた、代というのは年齢、あなたのお年は永遠に続きますよと、健康長寿を願って男女が贈り合う歌なんです。

ただ、今の君が代は、大日本帝国時代に宮内省と陸軍省で合作されたあの形になって、昭和十六年だかの国定教科書の中で、はっきり「天皇陛下の御治世が長引くように願う」と。つまり天皇制讃美の歌なんです。そういう公式説明をしちゃった以上、国民主権国家日本にふさわしくないんです。

だからこの国会で、これは天皇制讃美の歌じゃなくて、和をもって尊しとなすという日本人がお互いに贈り合う歌、という意味確認をすればいいんじゃないですか。そうすれば、国定教科書は否定されるわけですから。そうしたら自民党は「いや天皇をいたたく国、つまり君が代とは国のことですよ」とか意味転換をしたんですね。中途半端な意味転換だから紛争が起きるんです。これは、仕切り直しをしなきゃだめだと思います。

それから、憲法に加筆するという話がありました。憲法改正というのはそういうものなんです。つまり、現行の憲法の「ちょっと古くなったな」といってどうも赤ペンを持って直す。こういう感覚で

われわれ主権者国民がやることだと思っ

ます。憲法改正によって国民主権をさらに実効化していく、そういう意味では、まず憲法改正を一回やるのが大事だと思います。現憲法はマッカーサー元帥に与えられたものです。その前の憲法は明治大帝に与えられたものです。日本人にとっては、憲法を自分で作った経験がないから、神棚に乗せたままなんです。

それを今度は何というか、安倍さんが神主みたいな顔をして、「自分が変える」と言っている。この感覚は危しい。そうではなくて、憲法改正を一度、いい内容

立憲主義を、主権者として理解する

戸田 一つは国会議員のみならず、国民が立憲主義ということを知っていることが必要です。その基礎には、自由が本当に必要なと思う人生体験、これがない人が多くいるんです。そうなる慎重審議、つまりあれこれ言って何も審議しないことが民主主義だと思つて、これがあるんです。

例えば欧米は日本よりも転職社会です。つまり、職業の選択の自由をめぐる戦いということを知っている。普通の自由の人にとって自由というのは、職業選択の自由それから結婚・離婚の自由でしょう。普通の人にとっては、こういう問題が伴わないと、なかなか自由をめぐる戦いや葛藤の体験は無理ですね。自由というのは、抽象概念ではございせん。なぜ小林先生の話の冒頭で、立憲主義が分かっていないという問題と、結婚・離婚の自由の話がでてくるのか。ここがミソなんです。

「立憲主義とは何か」を教科書的に覚えても、意味がないでしょう。「立憲主義」というのは、統治する方を縛る「法」と偏差値で理解しても、「やっぱり、権利ばかり主張するのはおかしいんじゃないか」「国を愛する義務だ」と言われると、「そうか」となっちゃう。同じことの繰り返しになるんです。

で実行することによって、われわれが主権者だという実感を持ち直す必要がある。

最悪の場合はさっきお話ししたように、96条が発議されたら討ち取ることで「仕切り直せ」、「主権者はこっちなんだ」「選挙制度のからくりで、たまたま三分の二を取ったからといって、調子に乗るんじゃない」と。

われわれ主権者国民が憲法を取り返す。それが、国民主権の質を高める憲法改正であって、その逆は憲法改悪であるということですよ。

離婚とか再婚、あるいは事実婚といったところから、普通の人にとっては自由とか、主体的選択ということが、人生体験として刻まれる。それを不幸なことだと思つて「家族を大事にしていればさういう不幸は派生しない、家族を大事にしておれば国も安泰」みたいなところからは、自由や選択をめぐる葛藤も生まれません。これでは立憲主義を主権者として理解することはできません。

基礎に自由の活動という戦いがなかったら、立憲主義はわかりません。それがなくて、民主主義的なガバナンスを高めるとか合意形成を深めるといふ戦いや、その知恵は出てきません。

二点目。小林先生の著書のタイトルは『憲法「改正と改悪」です。今までは「改憲」と「護憲」だったんです。ようやく「改正と改悪」と。護憲といっているほうには、憲法改正という言葉は思考運動としても出ません。憲法を論議するということは、主権は国民にあるということですが、これに関して自己防衛だからです。主権在民ということに関して自己防衛で、なぜ民主主義がわかりますか。現行憲法と明治憲法の最大の違いは、主権が天皇ではなく

□日程のお知らせ□

- ◆「日本再生」読者会 (会費 無料)
4月7日 (日) 午前10時より 「がんばろう、日本！」国民協議会事務所 (市ヶ谷)
- ◆越谷「日本再生」読者会 (会費 200円)
4月16日 (火) 午後7時より 白川秀嗣事務所
- ◆船橋「日本再生」読者会 (会費 100円)
4月19日 (金) 午後7時より 船橋北口「みんなの図書館」
- ◆北九州「日本再生」読者会 (会費 500円)
4月13日 (土) 午後3時30分より 小倉商工会館
- ◆大阪「日本再生」読者会 (会費 500円)
4月11日 (木) 午後7時より ドーンセンター
- ◆京都・青年学生読者会 (会費 無料)
4月9日 (火) 午後7時より 同志社大学寒梅館

*** 以下は事前のお申し込みが必要です ***

- シンポジウム
「流動化・緊迫化する東アジア情勢と日本外交の課題」
パネルディスカッション 中西寛・京都大学教授、李鍾元・早稲田大学教授、大野元裕・参院議員、ほか
4月14日 (日) 13時から16時30分 アルカディア市ヶ谷 (私学会館) 3階「富士」(東)
参加費 2000円
(シンポジウム終了後に簡単な懇親会を予定しています。会費・1500円)

- 東京・戸田代表を囲む会【会員限定】
「がんばろう、日本！」国民協議会 事務所 (市ヶ谷) 会費 同人 1000円/購読会員 2000円

- 第124回 「非正規雇用35%時代の課題」(仮題)
5月15日 (水) 18時45分から
ゲストスピーカー 野川忍・明治大学教授、山田昌弘・中央大学教授

- 第125回 「日本政治の意思決定システムと民主党政権の失敗」(仮題)
6月11日 (火) 18時45分から ゲストスピーカー 村井哲也・明治大学講師

- 第七回大会 第三回総会
5月11日 (土) 10時から18時 (予定) 「がんばろう、日本！」国民協議会事務所 (市ヶ谷)
問題提起 山中光茂・松阪市長、福嶋浩彦・元我孫子市長、諸富徹・京都大学教授

- 第20回 戸田代表を囲む会 in 京都
「社会のための投資と持続可能な自治体経営」
5月25日 (土) 18時30分から キャンパスプラザ京都第一会議室 (2階)
ゲストスピーカー 諸富徹・京都大学教授
会費 1000円

■問い合わせ 03-5215-1330



「陸前高田では、海に面して広がる平地にまちが広がっていたが、そのほとんどが津波で流された。二年経ってもまだ、解体というゼロに戻すための作業をしている。復興が見えない一方で、(被災地の外では) 風化が進むというジレンマのなか、人々の不満も募っている。

震災前、市の予算規模は一〇〇億円だったが、今は一〇〇〇〇億円。お金はいっぱいあるが、執行率は五から六割で、繰越金ばかりが積みあがっている。復興がなかなか進まないのは、



「もうひとつは、いよいよ右肩上がり・縦割りのシステム、方法論が齟齬を来している」といふ。顔を浮かぶ、そんな関わり方を息長く続けていきたいと思う。

セキュリテ被災地応援ファンド
被災地の事業者への「顔の見える」支援 (小口ファンド)。
1口1万円から (半額寄付、半額出資)。10年にわたって復興に伴走する。くわしくは <http://oen.securite.jp/>

11面から続く
国民にある、というところまで。それを外して、9条を論じて護憲といったって無責任な話にしかありません。国民主権をより実効化するための憲法改正、ということ正面から論じない、それを避けるために「創憲」とか「加憲」とか、言葉いじりに逃げ回ります。

参議院選挙の結果、96条改正先行論でくるなら、ここで主権在民、立憲主義とこのことを正面から深めるというところからす。

国民主権の観点で憲法改正というところからすれば、96条からというのは姑息な愚策ですね。しかしそれに対して「護憲だ、護憲だ」と言った場合は、勝負になりません。「国民主権の深化発展として憲法改正を考えよう」という以外ない。それを言えば、国民との真剣な会話をしなければなりません。「護憲」といって思考停止していた部分は、じつはこれを避けてきたんですよ。

国民主権で正面から構えができていれば、96条先行論に対して、「これって国民主権の深化発展としての憲法改正ですか」と言えはいいんです。(主権者国民から権限を奪って行くという話ですから「小林」に簡単に言えばそういうことですからね。

同時に憲法は権力者にとって「うごうごう」(改正の) ハードルが高いということが必要なんだと。それが分かっているかどうかが、立憲主義がわかっているかどうかが、立憲主義がわかっているかどうかなんだと。これで切り返してアメリカの例も出して、「その高いハードルを越えられるようないい内容なら、誰でも賛成するんだから、憲法改正はできるんだ」と。われわれに選挙で選ばれて税金をもらって仕事をしているなら、せめて国民を正面から説得できるような

憲法改正の中身を考えなさいと。こういうことなんです。

(3月19日。タイトル、小見出しとも文責は編集部)

復興支援のセカンドステージへ

ハート・タウン・ミッション セカンドステージ@陸前高田

東日本大震災から二年目となる三月十日。陸前高田市では午前中に追悼式が行われ、午後からは被災地支援に取り組み「ハート・タウン・ミッション」のセカンドステージの会議が開催された。

ハート・タウン・ミッションは二年前の五月、未曾有の被害を受けた被災地の現場に即してすぐに動く「魂を持った」基礎自治体と企業、NPOなどが連携して被災地支援の運動を起すことと発足した。「国が...」「〇〇が...」というよりも、できることをまずやろう、ということだ。

東日本大震災から二年目となる三月十日。陸前高田市では午前中に追悼式が行われ、午後からは被災地支援に取り組み「ハート・タウン・ミッション」のセカンドステージの会議が開催された。

「陸前高田では、海に面して広がる平地にまちが広がっていたが、そのほとんどが津波で流された。二年経ってもまだ、解体というゼロに戻すための作業をしている。復興が見えない一方で、(被災地の外では) 風化が進むというジレンマのなか、人々の不満も募っている。

震災前、市の予算規模は一〇〇億円だったが、今は一〇〇〇〇億円。お金はいっぱいあるが、執行率は五から六割で、繰越金ばかりが積みあがっている。復興がなかなか進まないのは、

交付金の使途が限定されていることに加え、手続きが平時のままであること。地権者の許可を取るのに手間取り、嵩上げのための土の置き場ひとつもなかなか決まらない。(ようやく住宅の高台移転が動き始めた。)

人口減少は震災前からの課題だったが、震災でさらに拍車がかかりかねない。『元に戻す』だけでは申し訳ない。ノーマライゼーションという言葉が必要ないようなまちづくりを目指したい」

会議を通じて印象に残ったことが二つある。ひとつは「復興格差」という現実。震災直後は、誰もが被災者として「平等」だったが、二年経って地域間でも個人間でも、復興の進捗に差が生じるのは当たり前だ。なおかつ目に見える形で復興が進まないなかでは、前向きな気持ちを持ち続けるのは大変だ。つまり一律の支援ではなく、そうした個々の事情に合わせた支援が、よりいっそう必要になっている。これは、外からの支援が難しい局面になりつつある、ということでもある。だからこそ「被災地」「東北」という大きな括りよりも、ポイントを絞って、点と点を結び、それが大きな束になるような関わりが求められているのだらう。「Eを忘れない」というときに、どこかの誰かの顔が浮かぶ、そんな関わり方を息長く続けていきたいと思う。

もうひとつは、いよいよ右肩上がり・縦割りのシステム、方法論が齟齬を来しているといふ。顔を浮かぶ、そんな関わり方を息長く続けていきたいと思う。

膨大な予算がつき、補助金の仕組みも大きく変わっていることは事実だ。しかし現場では相変わらず「使えない」といわれる。これは、「使えない」というよりは「届かない」といったほうがいいのかもしれない。

政策と現場をつなぐうえで、民間登用国家公務員という官民の「通訳」ともいべき人たちが大きな動きをしているという。単なる民間活力という意味ではなく、官と民の役割をうまくつないで「公共」を担うモデルタワーのような存在といえる。国、自治体、地域住民、民間企業、NPO、社会的企業などの多様なアクターがかかわる新しいまちづくり、そのための公共空間の場づくりが大きく変わろうとしている。これを旧来型の国↓地方という指示・命令関係や、官↓民の請負関係に戻すわけにはいかない。

会合の最後に、内閣府官僚から転職してきた久保田副市長が「ぜひ修学旅行で陸前高田に来てください」とのよびかけがあった。津波の映像は多くの人が見ているが、やはり現場を見て、そこで感じるこの意味は大きい。被災地の同じ年齢の子どもたちとの交流も、得がたい経験になるのではないかと。新しい未来を、ここから立ち上げよう。